

(第一類 第二号)

第一百二回 国会 地方行政委員会議録 第十四号

昭和六十年五月三十日(木曜日)
午前十時一分開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 愛知 和男君

理事 加藤 万吉君

理事 柴田 弘君

理事 岡田 正勝君

石原健太郎君

大村 襄治君

坂本三十次君

長谷川 峻君

松田 九郎君

五十嵐 広三君

森田 景一君

官崎 角治君

金子 みつ君

官崎 角治君

金子 みつ君

官崎 角治君

同月二十九日

同月三十日

同月二十七日

同月二十三日

同月二十二日

重慶障害者の固定資産税非課税に関する請願

同月二十一日

同月二十日

同月十九日

同月十八日

同月十七日

同月十六日

同月十五日

同月十四日

同月十三日

同月十二日

同月十一日

同月十日

同月九日

同月八日

同月七日

同月六日

同月五日

同月四日

同月三日

同月二日

同月一日

同月三十日

同月二十九日

同月二十八日

同月二十七日

同月二十六日

同月二十五日

同月二十四日

同月二十三日

同月二十二日

同月二十一日

同月二十日

同月十九日

同月十八日

同月十七日

同月十六日

同月十五日

同月十四日

同月十三日

同月十二日

同月十一日

同月十日

同月九日

同月八日

同月七日

同月六日

同月五日

同月四日

同月三日

同月二日

同月一日

同月三十日

同月二十九日

同月二十八日

同月二十七日

同月二十六日

同月二十五日

同月二十四日

同月二十三日

同月二十二日

同月二十一日

同月二十日

同月十九日

同月十八日

同月十七日

同月十六日

同月十五日

同月十四日

同月十三日

同月十二日

同月十一日

同月十日

同月九日

同月八日

同月七日

同月六日

同月五日

同月四日

同月三日

同月二日

同月一日

同月三十日

同月二十九日

同月二十八日

同月二十七日

同月二十六日

同月二十五日

同月二十四日

同月二十三日

同月二十二日

同月二十一日

同月二十日

同月十九日

同月十八日

同月十七日

同月十六日

同月十五日

同月十四日

同月十三日

同月十二日

同月十一日

同月十日

同月九日

同月八日

同月七日

同月六日

同月五日

同月四日

同月三日

同月二日

同月一日

同月三十日

同月二十九日

同月二十八日

同月二十七日

同月二十六日

同月二十五日

同月二十四日

同月二十三日

同月二十二日

同月二十一日

同月二十日

同月十九日

同月十八日

同月十七日

同月十六日

同月十五日

同月十四日

同月十三日

同月十二日

同月十一日

同月十日

同月九日

同月八日

同月七日

同月六日

同月五日

同月四日

同月三日

同月二日

同月一日

同月三十日

同月二十九日

同月二十八日

同月二十七日

同月二十六日

同月二十五日

同月二十四日

同月二十三日

同月二十二日

同月二十一日

同月二十日

同月十九日

同月十八日

同月十七日

同月十六日

同月十五日

同月十四日

同月十三日

同月十二日

同月十一日

同月十日

同月九日

同月八日

同月七日

同月六日

同月五日

同月四日

同月三日

同月二日

同月一日

同月三十日

同月二十九日

同月二十八日

同月二十七日

同月二十六日

同月二十五日

同月二十四日

同月二十三日

同月二十二日

同月二十一日

同月二十日

同月十九日

同月十八日

同月十七日

同月十六日

同月十五日

同月十四日

同月十三日

同月十二日

同月十一日

同月十日

同月九日

同月八日

同月七日

同月六日

同月五日

同月四日

同月三日

同月二日

同月一日

同月三十日

同月二十九日

同月二十八日

同月二十七日

同月二十六日

同月二十五日

同月二十四日

同月二十三日

同月二十二日

同月二十一日

同月二十日

同月十九日

同月十八日

同月十七日

同月十六日

同月十五日

同月十四日

同月十三日

同月十二日

同月十一日

同月十日

同月九日

同月八日

同月七日

同月六日

同月五日

同月四日

同月三日

同月二日

同月一日

同月三十日

同月二十九日

同月二十八日

同月二十七日

同月二十六日

同月二十五日

同月二十四日

同月二十三日

同月二十二日

同月二十一日

同月二十日

同月十九日

同月十八日

同月十七日

同月十六日

同月十五日

同月十四日

同月十三

査のために外国人に対する同一人物の確認のために指紋照合が必要だという場合に指紋を取り出しまして照合する、これが一般的じゃないんですか。いわんや、この六月段階では大して登録の更新はありませんけれども、七月段階、八月、九月になりますと、何万、何十万という単位ですね、可能でしょうか、実際問題として。そこだけ答弁していただきましょうか。

○黒木説明員 らよっと先ほどの説明が足らなかつたかと思いますが、今度私どもが採用しました方法は、従来は指に墨を塗りましてそれを紙の上に押す、こういうことで指紋を採取する方法をとつておったわけですが、今度は紙の方に実は薬品がしみ込ましてございまして、手につけました無色の液というのも一種の薬品であるわけでございます。それで、その薬品と薬品が化学反応を起こしまして、手は無色でござりますから何も汚れはつかないのでござりますけれども、紙の上には黒い指紋の印影が出てくる、こういう方式でございまして、私どもこれを採用いたしますには大変苦労もいたし、最近はそういう化學を利用した方がいろいろあるものでござりますから、そういう中で一番簡単な、なおかつ鮮明な指紋が写るという方式を実はこのたび採用したということございます。

したがいまして、市町村の職員につきましては、従前と同じように残された記録の紙の上には黒い指紋が残っておるわけでござりますし、私ども実験した限りでは、従前よりもむしろ指紋がはつきり写るという点がございますので、照合する職員にとりましても大変照合がしやすくなつたのではないかといふふうに思つております。

○加藤(万)委員 法務省で実験されている画面も私テレビで拝見をいたしました。私のところのテレビはそう悪くはないテレビだと思いますけれども、率直に申しまして、あの範囲で見る限りは大変不鮮明。例えば、最近ボラロイドのような方式でできるものがあるのかなというとことは後で実は考えたことで、その場において、仮に一分あるいは

場合には、我が國との歴史的な経過で問題になる場合です。私どもでも、例えば私が加藤万吉であるということを証明するものはなかなかないですね。せんだって私の友人が市営住宅に入るとき、あなたは加藤万吉であるということを証明しない、なかなか証明するものないですよ。例えば米穀通帳がありますか。今ごろは持っている人はほとんどございません。無職である場合、通勤定期がございません。日本人ですら同一人物の確認性というのにならぬ難しい。

私は同一人物の確認性という問題も、終戦当時の御案内のように米穀登録して米の横流しをしたとか、そういういわゆるやや犯罪に結びつくという条件から生まれた押捺あるいは同一人物の確認というその発想からくるものが、昭和六十年度に至った今日までなお必要かといいますと、特に、かつては日本人として扱つた韓国、朝鮮のそれぞれの在日朝鮮人については、まさにそれは歴史的な経過として、確認の必要性といふものは、犯罪的立場を抜きにするならばもう必要がない、私はそう思つてゐるのです。この論争は本来の論争ではありませんから、私どもの見解とは異なることだけ申し上げておきます。

さて、そこで警察庁にひとつお聞きをします。今日この段階でどういう人間かという確認は難しいけれども、社会生活を営む上で必要な場合は、以前の証明書は交付します。社会生活を営む上においてといふ中にはいろいろあると思うのですが、先般も風管法で議論がいろいろあつたところです。第三国人の営業関係は非常に多いということ等もありました。風管法にいたしましてもあるいは運転免許証、自治体でいえば国民健康保険、年金それに対する証明、この場合はどうでしょうか。以前の証明書をもつて今日例えは住居者としての確認、いわゆる住居の公証確認を求めるということはよろしいですか。警察庁と自治省と両方にお聞きします。

○中山政府委員 警備業法、風管適正化法等で、外国人登録証明書の写しを添付することを申請の

際には求めております。登録証明書の交付予定期間の指定書が交付されている者が、切りかえ前は同一人性の確認が完全になされていてものではないのですが、一応有効なものとして取り扱う方向で検討しているところでございます。

○大林政府委員 いろいろな面での証明書の効用をおいてお考えになればそれでよろしいかと存じます。

○加藤(万)委員 わかりました。

そこで、今三ヶ月を過ぎた場合には告発するという話です。私はそもそも告発しなければならないというこの通達が、一休法務省の入管局長の名で出されるものかどうか実は疑問を持つているのです。刑事訴訟法上の告発という行為に対しても、告発当事者は一体だれになるのですか。いざな入管局長が告発しなければならない。それからなれば、今現にあるものについては必ず告発する、こうう通達で出しているわけですね。この告発についても、告発当事者は一体だれになるのですか。いざな各地方自治体の首長になつてゐるわけです。まさか入管局、法務省が直接告発するわけじゃない。その告発者のところが、先ほど生野の例あるいは川崎の例を見ましても、今日の条件の中では、実際問題として窓口で告発はできないといふことになりますと、この通達自身は、実際は窓口においては告発の要件を満たさないことになるのじゃないでしょうか。

そこで、告発ができないから勢い外国人として押捺をしない者は犯罪者であるという見方をせざるを得ない、そこで川崎における臨港署の警察による逮捕、検挙ということに発展をするといふふうに思うのですが、こういうプロセスになります。

○加藤(万)委員 それだけで時間とるわけにはまいりませんから、おっしゃったように告発するこの指導は入管局でできる。しかし、この文章で見る限りは「未だ、告発されていない者については、原則として再度説得し、これに応じないとときは必ず告発するものとする。」ですよ。これは指導じゃないでしよう、助言じゃないでしよう、かがでしようか。

私はこの逮捕、検挙したという動機は、警察庁那辺にあるのか、あるいは検察庁などの辺にあるのか、今のところ推しはかる以外はないわけですがれども、どうなんでしょう。今逮捕されまして釈放されました。いよいよこれからは検察の手にわたるわけですが、これは起訴されるんですか。いかがでしようか。

○柴田(善)政府委員 お尋ねの件は、韓国籍を有しまして川崎に居住されております李相鎬被疑者に対する外國人登録法違反事件でございます。容疑の内容でございますが、被疑者が昭和五十七年、三年ほど前になりますが、八月に川崎市長に対しまして外國人登録法で定められた外國人登録証明書の切りかえ申請に際しまして、法で定められております外國人登録証明書などに指紋を押捺することを拒否されたというものでござい

ます。

本件につきましては所轄警察署が任意捜査を継続してまいったところでございますけれども、李被疑者は再三の呼び出しにもかかわらず出頭の意思が全く認められないということから強制捜査の必要があるという判断をいたしまして、逮捕状の発付を経まして五月八日に逮捕をいたしましたのでございます。

被疑者は、検察厅に送致されました段階で被疑事実を認めたということ並びに今後の出頭要請に応じるという確約をしたということから、身柄拘束の必要性がないということで釈放されたと承知をいたしております。

起訴の点に関しましては現在私どもの手を離れておるわけでございますが、検察厅におきまして捜査を継続されているところでございます。処分につきましては検察厅でしかるべき御判断があるものと考えております。

○原田説明員　お答え申し上げます。

警察の段階での捜査、検察厅に対する送致の状況はだいぶ警察当局からお答えがあつたとおりでございます。検察厅におきましては今月十日、横浜地方検察厅でございますが、身柄とともに事件の送致を受けまして本人の取り調べ等所要の捜査を行いまして、その段階で今後の捜査に当たり、被疑者を留置しておく必要はないという判断のもとに釈放いたしましたと承知しております。今後さらには必要な捜査を遂げまして、諸般の状況も踏まえた上で最終処分が決定されることになると承知しております。

○加藤(万)委員　今度の通達によれば、これからは三ヵ月の期間を経て必ず告発する、告発しなければならない。告発する要件が各地方自治体で整いましたと、勢い今言いましたような犯罪の要件として逮捕状、同時に逮捕、さらに起訴するか否か。事が外交問題にかかる問題でありますから、検察厅も今のところは慎重を期しておられるのでありますようけれども、国際的に見ましても押捺問題ではないか。いわゆる犯罪搜

査を基準にした発想、そこに我が国の外国人登録

の押捺問題の一番根源がある。それが国際的には人権宣言に抵触する問題ではないかという指摘さえ受けているわけであります。

それがさらに今言つたような形で、ずっと今

押捺をしない者の経過などを見ましても、どうも

懲罰主義、朱で書くとか、登録済み証明書を出さないとか、いわゆる報復あるいは懲罰主義的な要

素、よく言われるところの刑罰主義的な要件を重視した外国人登録の方向性というものをどうして

も私はぬぐいて去ることはできません。結果的にはそういうものが積み重なって、最終的にとてもで

はないけれども窓口業務で何十万人という人はで

きません、こういう状況下にあるわけです。したがつて、基本的なことも含めまして、窓口で行う

地方自治体あるいはその職員も含めて理解と協力を得なければ、この問題はさらに火を注ぐような

形に発展するのではないか。

外団人の場合には御案内のように日本の選挙権があるわけじゃありません。あるいはこうした機

場がないわけです。もし日本人の私どもとしてそ

ういう人権的なそしりを受けないような条件づく

りをしませんと、我が国が常に、朝鮮半島における過去の侵略的な経過、歴史的な経過、さらにそ

れに上塗りをするようなそういう条件の中に在日

朝鮮人、韓国人の人を追い込めてしまう、あるい

はそういう視野で国際的な指摘を受ける、こうい

うことを私は憂うのであります。

大臣、これは大臣に答弁をというところでござ

りますけれども、何といつてもやるのは最終的に

窓口でございます。窓口は、先ほど申し上げ

たような形で大変説得がしにくい。むしろ日本人

的な感覚から見ても、この押捺の取り扱いについ

ては、どうも我が國の側に取り扱い上の非がある

のではないかということが潜在的にあると私は思

うのです。そのことが先ほどの生野区の課長さん

あるいは市長さんの発言に出ていると思うのでし

す。したがつて、行政局長がお扱いになるのでし

ょうけれども、取り扱いについては、今言つたよ

うな視点を含めてぜひ再検討される必要があろうかと思うのです。入管局の通達をめぐりまして

も、ここ三ヵ月間の問題ですから、この通達その

ものを実施をする上より一層の協議の場がなけ

ればならないと思うのですが、ひとつ大臣の見解をお聞きしておきたいと思うのです。

○古屋国務大臣　今加藤先生のお話を聞いておりまして、この問題が非常に重要な問題であるとい

うことは私もよく認識を、恐らく先生もそういう

考え方、私もそういう考え方であります。

外国人登録は、警察廳というよりもむしろ法務省の立場でこういうことが行われております。

ただ、私が個人的にいろいろ問題としておりま

す考え方を申しますと、警察の現在の立場では、

外国人の適正管理ということとがどういったこと

は閣議等の席において注意を申し上げておきたい

と思います。

ただ、私が個人的にいろいろ問題としておりま

す考え方を申しますと、警察の現在の立場では、

外国人の適正管理とこととがどういったことが必

要であるということが一般認識でございますが、

お詫のせいぢやん時代から日本に住んでいた者

あるいは戦前から日本に来た人、こういう人をそ

うでない方とどういうふうに区別できるだろう

か。つまり前進的に考える場合の検討事項とし

て、どうしたら区別できるだろうか。あるいは外

国人一般に適用していることをこういうことで除

外するにはどういう点に注意すべきであろうか。

あるいは御承知のように國際上相互主義といふ

ことを言われております。そういう場合ははどういう

ふうにやろうか、そういう事務的問題がいろいろ

あると思うのです。そういうような点も十分に検

討しなければならぬ。

私は前に長いこと外国人の、韓国人のといいま

すが、国内処遇の問題におきまして、党でいろいろやらせていただきまして、金融の問題だとか就

職の問題だとか、あるいは学校の先生として入る

問題などいろいろの問題を扱ってきたのでござ

いますが、福祉関係においては、日本におきま

しては今度の法律改正で大体同様になるという状況になつておることは先生も御承知だと思います。

そういうような経過を考えながら、今申し上げた

ような諸点を十分連絡いたしまして、この問題に

つきましては、関係省の事務当局の最高レベル会議で今検討を続けておるところでございます。

もう、そういう点もよく考えながら、こういう問題は大所高所に立つて検討を進めいかなければならぬし、また、そういう点でほかつておくわけ

にものないので、そういう点も考えながら、法務大臣に対しましても今のような御意見につきましても私は十分連絡してまいりたいと思つております。

これは国家公安委員長である大臣に私はお願ひしておきたいのですが、臨港署の逮捕の状況も、

事務レベルのところでぜひ話を詰めてもらいたいと思うのです。

これは国家公安委員長である大臣に私はお願ひしておきたいのですが、臨港署の逮捕の状況も、

私はなぜ待てなかつたかと思つていて、当委員会でもあれだけ議論があつて、やがて改正の方向が出ますという段階で何も火に油を注ぐことはないのです。せんだつて、この問題に対しては大阪府警のテレビイン

タビューアがありましたね。日本に帰化すればいい

事務レベルのところを言つて、当委員会でもあれだけ議論があつて、やがて改正の方向が出ますという段階で何も火に油を注ぐことはないのです。せんだつて、この問題に対しては大阪府警のテレビイン

タビューアがありましたね。日本に帰化すればいい

のことなんですね。この歴史的事実をよく踏んまえさせる教育をしてほしいと私は思うのです。ましてや、そういう人間は日本に帰化すればいいだとか、嫌なら日本から出ていけばいいじゃないかなどという言葉は、私はまさに教養を疑うのですね。ぜひ国家公安委員長としても御留意をいただきたい、こう思います。

法務省の方、警察庁の方、どうぞ、いいですか。さて、それでは本題に入りますが、この住民基本台帳の法案を検討しておりますと申しますのは、今日この改正に至る背景が、この趣旨にも述べられておりましたように、住民基本台帳が持つてある個人の情報の公的的な所有という問題をめぐりまして、どこまでを公開すべきか非公開にすべきかというまさにプライバシーの保護の限界を示す法概念までの内容に実は含まれているからなんです。本来ならば、この法案の個別条項に対しても、技術論的にあるいは法律条項的におかしいとかおかしくないとかという議論をすべきでしょうかけれども、この住民基本台帳法案を見れば見るほど、実は今日の情報化社会において公的に所有する個人の情報といふものがどこまで公開をされるべきかされるべきでないかという、まさに法概念の基本的な部分を通らずして本法に対する賛否を決めるとはできない、決めかねる、こういう観点で実は問題をとらえざるを得なかつたのであります。

そこで、第一に私は質問をいたしますが、戸籍法は閲覧は禁止、そして交付についてはそれぞれ制限条項を設けて行う、そういう制度に法改正後なりました。この住民基本台帳に関する研究会の報告もずっと謹んでみますと、おおむね戸籍法に盛られているような条項にすべきだという一つの流れといいましょうか、に読み取れるわけであります。どうでしょうか。戸籍法は身分にかかるわざと公証の制度です。住民基本台帳法は住居に関する公証の制度であります。私は、この制度の公開制

〔附〕 という問題については、戸籍法のいわゆる非公開化と同じ次元で問題を見詰めるべきではないか、そういう法概念を頭の中に置きながら、部分的な一件審査的な要素として法改正に当たるべきではないか、こう思つてゐるのですが、法案を提起した省側の基本的な態度をひとつお聞きをしたいと思うのです。

○大林政府委員 今回の住民基本台帳制度の改正に関連する事柄といたしましては、確かに御指摘のように、昭和五十一年の戸籍法の改正によりまして、戸籍簿の閲覧については全面廃止をし、戸籍の写しの交付につきまして一定の制約を設けておるという先例がございます。

今回研究会でいろいろ御討論をいたたぎまして、戸籍法の扱いとの関連をも頭に置きながら御論議をしていただいたわけあります。戸籍の利用状況と住民基本台帳の利用状況といふものが、その性格によつて相当違つてしまつておられます。戸籍の利用状況に比較いたしまして、住民基本台帳の利用は範囲も數も非常に莫大なものになつており、それだけ国民の実生活に非常に密接な関連があるという実態があるわけであります。

そういう観点から、言葉つきましては閑窓をす。

ればならない部分が含まれておるというように判斷してよろしいのですか。

○大林政府委員 住民基本台帳に記載されております事項といたしまして、住所、氏名、生年目日、本籍あるいは続柄、その他いろいろ法定事項がございます。こういった法定事項自体が一般的にこれは秘密の事項であるというふうには從来も考えておりませんし、現在も一般的にそれが秘密の事項であるとはなかなか考えにくいたる。ただその記載の事項につきまして、場合によりあるいはその使用目的によりました場合に非常的にプライバシー的な批判というものが起つてくる、こういう理解でございます。

○加藤(万)委員 行政局長、そこが極めて大事なんですよ。一般的に秘密の事項でないと実は考えています、しかし、個別的には秘密の事項があるというふうに思われる所以で、その分についてはは諱求者の目的によって制限を加えるというのが本法のあり方なんですね。しかし、どうですか、戸籍法は一般的に秘密にするべき事項が多過ぎる、もう秘密にすべき事項だという発想、とらえ方では間違を禁止する、しかもその交付に当たっては弁護士以下それぞれ公的な機関、本人はもちろんですけれども、そこに限定をして交付する、そういう制度になつているんですね。

私は身分の公証、住居の公証に法律上の差といいましょうか、それはないと思うのですね。したがつておっしゃるように、いや一般論としては公開であつて、しかし内容的には今日の情報化社会でいろいろなことに利用され、あるいは時にはプライバシーにかかる問題があるから、この部分については制限するというその発想は、どうも研究会答申から見て、本来非公開が目的だけれども、請求者の請求した目的によって公開をするのです。という発想にすべきだと思うのですね。どうでしょ。

きょうは総務庁に来ていただいています。プライバシー問題のいろいろな研究を加藤教授を中心

にしてやつておられるわけですが、公的に所有する諸資料、特に個人の情報、これを公開にすべきか、一般公開という中でとらえるべきか、それとも公開ではない、いわゆる今日の変わってきた社会情勢からいけば非公開にする中で目的によって公開をする、そういう方向に持っていくべきか、いろいろ議論があると思うのですが、最近審議会ですか、加藤教授がやっている委員会ですけれども、それの答申がなされ、それを受けて、法の概念として公に持っている個人情報に対する見解といふものが答申の中にも含まれているや聞いているのですが、その後の扱いとしてどういうようふうおこうとされておるのでしょうか、御意見があつたらひとつ。

やいますように、加藤研究会を開催いたしまして、この問題について研究検討を続けておりまします。ただ、現在御審議いただいておりますこの住民基本台帳という問題と関連いたしましてお答えを申し上げますならば、私ども現段階でお答えできることは、やはり行政機関の保有する個人データというものが、今おっしゃいますように原則公開あるいは逆に非公開であるかということは、現段階で考えられるのは、それぞれの制度の創設の背景であるとか、その保護法益であるとか、あるいはそれの制度の中で持っております個人に関するデータ、これはまたそれぞれ違うわけでございまして、そういうところから、一般的にどちらかとくばりと決めつけることは現段階では非常に困難ではないかと考えております。

ただ言えますことは、今回のこの改正の御趣旨にも、ただいまも御説明とお答え等がなされておりますけれども、おっしゃいますように情報化社会が進展してくるというようなことで、個人に関するデータも従来の取り扱いから社会の進歩に応じた取り扱い、配慮が必要になってくるというようになりますことで、事項によりましてはむやみに公開されはいけないというようなものもあるというこ

とは考えられるのではないか、こういう考え方をしております。

○加藤(万)委員 今各地で公開条例がいろいろつくりられておりますね。公開条例の中で個人のプライバシーにかかる問題に対するいろいろな制限を加えたり、あるいは非公開にすべきだ。例えば神奈川県条例などを見ますと、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と書いてありますて、次に、法令で定めるものを除くと、こう書いてあるのですね。すなわち今までの法律である限りは、現行の法律である限りは受け得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。と書いてありますて、次に、法令で定めるものを除くと、こう書いてあるのですね。すなわち今までの法律である限りは、現行の法律である限りは受け得ですね。地方で公開条例をつくりますと、今言った個人に関するプライバシーについてはこういうことは現実問題としてできませんからそこは除きます、こう書いてあるのですね。個人情報の個人が識別される、ないしは識別されることによつた個人に関するプライバシーについても除く。こう、にもかかわらず上位法令で定まっている部分は除く、こうなりますと実は穴があくわけです。

そこで、個人情報の公開の統一性という問題を論議をする場合には、どうしても国が個人情報のかかわる一定の公開、非公開の原則的な立場といいましょうか、原則論をきちっと出しませんと、地方によっては大変混乱をする。今総務省の方も一件事情ごとに問題を、こう言つておるわけです。しかしどうなんですか。最近プライバシー法として不利益をこうむるというようななところは大体除きます、こう書いてあるのですね。個人情報の個人が識別される、ないしは識別されることによつた個人に関するプライバシーについても除く。こう、にもかかわらず上位法令で定まっている部分は除く、こうなりますと実は穴があくわけです。

法で一定の枠組みをつくって、その中でさまざまな個別法令に対して云々、こうある。そういう流れがあるということである。個人情報に對しては、原則的な立場と日本の社会情勢から見れば、非公開の制限に入れなければ個人のプライバシーに問題が出ますよということを暗に象徴しているのでしょうか。このプライバシーについての動きがあるという話をですが、先ほどの加藤教授の委員会の答申で、総務省ではそういう方向性ある検討をされているのですか。

○藤澤説明員 お答え申し上げます。

対策につきましては、從来から行政機関の保有する個人データを対象といたしまして、総務省を中心とし、政府内部でいろいろ検討等はやってきておるわけでございます。臨調答申でも個人データ保護についてのものにつきましてはお取り上げになつておりまして、政府もこの問題については臨調答申の趣旨を踏まえまして、現在政府内に設けました行政情報システム各省庁連絡会議等の場を通じまして、法的措置を含め制度の方策について政府との方針を取りまとめるべく検討を行つてゐるところでござります。

○加藤(万)委員 行政局長、私は非常に大事だと思います。各地方団体ごとに公に持っている個々の情報は一体公開が原則なのか、非公開が原則なのか。法概念としては一体どこを起点にして地方条例を定めるべきかという基礎的条件整備というものが国の段階でも相当必要だと思います。今まで検討中でありますから、自治省も大いに検討中でありますから、その観点から、その委員会あるいは総務省が出てくる方向性について関心と意見をぜひ提言するようにしてほしいと思思います。

今度の法案の内容について二、三触れておきます。

個人情報に対して、住民基本台帳を請求者側の

目的によつては一定の制限をする、市町村長にその権限を与えてやる、これは一步前進であることには間違いないと思うのです。省令あるいは政令では間違ないといつても、いろいろな法律になつておりますから多くは聞きませんが、おおむねどういう場合に制限をされるのですか。あるいは逆に言えば、どういう

すべき問題ではないと思うのです。したがって、「不当な」という上の言葉をつけるのではなくて、使用してはならないと、いうきちつとした法律用語に変えるべきだ、こう実は思つておるわけです。これは後で、磁気テープのときに御答弁いただきたいたいと思うのです。

○大林政府委員 今日は、閲覧あるいは写しの交付につきまして制約を設けておりますのは、不当な目的という概念で押さえております。この不当な目的というのが、極めて範囲が不明確である、確かにそういった御疑問があるうかと思います。現在我どもの方で不当な目的というのは、いろいろケースがあるうかと思ひますけれども、みだりに手続き柄を探りまくるとか、あるいは出生地を探つてそれを公表して、公表された人のプライバシーはあるいは名譽を著しく傷つけるようなケースに一応限定をして、不当な目的ということで閲覧あるいは抄本の交付の制約ということにしておるわけ

であります。できますことならば、そういうたはつきりした言葉を法律に掲げれば、ということもいろいろ考へたわけでありますけれども、結局は、すべての不當なケースというものを包括した適当な法律用語がなかなか難しいということで、法制度とも最終的には不當な目的ということで統一して、そのときそのときの具体的なケースを積み上げながら、そういう具体的なケースを一つの実例として今後とも検討していくのではないかということになつたわけであります。

○加藤(万委員) 確かに不當な目的というところは、いたしました政令、省令を見ましても、極めて少いです。

が、磁気テープの民間委託の問題。同時に民間委託されたところが磁気テープに打たれている住民投票を公開するような場合、「不当な」という言葉があるのですが、「不当な」ではなくて、私は原則的に民間委託される磁気テープについては公開すべきでない、いかなる状況にあっても、自治体の機関あるいは責任を持つ機関を通さずして公開

し、請求者の公開はできません。この法律に基づいて執行する限りはそういう観点になるわけです。これは裁判で争っているわけです。どうでしょうね。行政局長、この裁判を恐らく承知されておると思うのですが、この裁判の進行に対する見解をひとつ、あなたの行政局長という立場から、行政上例えば横浜市がとっている今日の対応の仕方、これが現行法律の体系の中ではやむを得ない方向だというように思いますか。

○大林政府委員 確かに本人あるいは第三者をめぐるプライバシー問題の一つの具体的な例として、訴訟という形でお示しの事件が審理されておるわけであります。このプライバシーの衝突の問題を、そういう具体的なケースで裁判所がどう判断するかということが今後のまた行政指導の参考になるという意味で注目をしておる、こうお答え申し上げたわけであります。

個々具体的な情報公開なり、プライバシーあるいはそれぞれのプライバシー同士の衝突をどう制度的にあるいは運用の面で解決していくかということがあります。言うなれば、現在の段階はこういった問題は残念ながらまだ試行錯誤の段階というふうに私ども認識せざるを得ないわけであります。そういう都度の裁判例、実例といふものも積み上げていっており、裁判の成り行きを注目しておるところであります。

○加藤(万)委員 試行錯誤する時間が長ければ長いほど、各所で起きる可能性があるわけです。私は何回も申し上げるようですがれども、いわゆる上位法令によつて窓口が訴訟を受けるなどといふばかなことはさせたくないのですね。住民票を交付するかしないかという問題は固有の事務ですから、これについてははどうということはあります。それによって各地方の自治体が訴えられるというような状況はできる限り避けるべきであり、同時にまた早急に解消すべき問題だと思うのですね。

試行錯誤だけでは実は困るので、先ほども申し上げましたけれども、総務庁の藤澤さん、ぜひひとつ早急に今までまとめられた問題をずっと整理して、先ほど哲学なんて難しい言葉が出ましたけれども、一つの法概念をまとめることが必要だと私は思うのです。でなければ窓口は、条例をつくる過程でもあるいはこういう問題を通して必ず問題が提起される。試行錯誤でなくてなるべく早く結論を出すことを私は期待をし、また要請をしておきたい、こう思います。

そこで次に、今度これに磁気テープをもつて調

製することができますという法律になりました。現実に住民票について、それぞれの自治体で磁気テープを利用しているところもあることは私承認をしております。どうでしょう、磁気テープにインプットした場合には、目で見る住民基本台帳というのはなくしてよろしいのでしょうか。あるいは備えつけをしなければならないものであります。

○大林政府委員 今回、磁気テープで住民台帳を作成する、つまり磁気テープ自体を住民台帳と法

律上位置づける、こういう改正をいたしたわけであります。

○加藤(万)委員 OAシステムが発展しますと、

公文書のいわゆるシステム化、電子化というものが進むと思うのです。今度の場合、ずばり言えます。そういうのはなくしてよろしいのでしょうか。あるいは備えつけをしなければならないものであります。

○大林政府委員 今は、磁気テープで住民台帳を

がもう磁気テープで運用されておるという実態を踏まえた改正にいたしたわけであります。結局

は、磁気テープで住民情報をその都度収録する

というものが時間的にも一番正確である。台帳、つまり紙でそういうものを整理するということにつ

きましては、やはりある程度の時間的な誤差とい

うものも出てまいります。と同時に、やはり実際の運用から見てみると、必ずしも住民台帳の閲

覧について住民台帳そのものを見せなければなら

ないケースとというものもそうないだろう、むしろ

住民台帳の抄本的なものを事実上市町村で用意を

いたしまして、こういったものを閲覧の用に供し

ておるという実態もございます。

したがいまして、「必ずしも住民台帳そのものを位置づけたわけであります。

○加藤(万)委員 先ほども申し上げましたよ

うに、身分を公証するものは戸籍謄本です。それか

ら住居を公証するものは住民基本台帳です。運転免許証とか自動車車両番号とか、これはインプッ

トは可能でしょう。社会的に身分を公証するも

の、できるだけそういうもので閲覧の用に供し

てまいりたい、これも一つの事務の合理化とい

うふうに考えておるわけであります。

○加藤(万)委員 OAシステムが発展しますと、

公文書のいわゆるシステム化、電子化というものが進むと思うのです。今度の場合、ずばり言えます。そういうのはなくしてよろしいのでしょうか。あるいは備えつけをしなければならないものであります。

○大林政府委員 情報化時代の進展に伴いま

で、既に磁気テープそのものを帳簿である、ある

いは台帳であるという位置づけをしておるケース

が、特許とか商標とか自動車の登録とかいろいろ

な面でふえておるわけであります。もちろん現実

に行政事務として必要な場合には、その磁気テー

プに収録されておる情報をその都度可視的なもの

に転換いたしましてこれを利用するわけでありま

すけれども、制度といたしまして磁気テープその

ものを住民台帳として位置づけることによりま

で、現実の運用と法律の制度というものの整合性

を図ったわけであります。

〔委員長退席、平林委員長代理着席〕

も、場合によりましては住民台帳そのものが閲覧の必要があるというようなケースもあるかと思います。そういう場合は、さらに住民台帳を磁気テープから別途つくるという必要が出てくるかもわかりませんけれども、今後の私どもの指導といたしましては、住民台帳そのものをわざわざつくったというよりは、原本なりそれにかわるべきもの、できるだけそういうもので閲覧の用に供してまいりたい、これも一つの事務の合理化といふうに考えておるわけであります。

○加藤(万)委員 先ほども申し上げましたように、御存じでしようけれども、電話の料金の請求なんかもインプットされたもので我々の家庭に参りますね。何十万、何百万という番号がつきまして、そして番号によつてその人の氏名がわかっています。あの氏名がほとんど片仮名、平仮名なんですね。御承知のように日本の字というのはなかなか我が國には住民基本台帳は備えつける必要はないといふことでしょう。公文書という場合には、我々の概念が少し古いのかもしれませんけれども、可視できるもの、目で見れるもの、これが一般的には公文書として社会通念上は位置づけられておりますね。磁気テープというのは御案内のように目に見ることはできません。磁気に真空の状態の中でインプットしているわけですから。ましてや、それが民間に保管され得るということがありますね。磁気テープというのには御案内のように日本語の「吉」という字は「吉」ではないのです。「吉」は下が短いのです。ところが、皆さん、書くときには吉日の「吉」というのは大体下を長く書かれるのです、ちょっと違うかなと思った。万吉の「吉」という字は「吉」ではないのです。「吉」と「吉」は下が短いのです。ですが、国会の私のテーブルのこの名刺がありますけれども、最近直してくれましたが、当初これは難しいのです。私なんかよく間違えられるのです。御承知のように日本語の字というのはなかなか難しいのです。御承知のように日本語の字というのは日本語の字といふことになります。あれは豊臣秀吉の「吉」であります。御承知のように日本語の字といふことになります。あれは豊臣秀吉の「吉」という字は「吉」ではないのです。「吉」と「吉」は下が短いのです。ところが、皆さん、書くときには吉日の「吉」というのは大体下を長く書かれるのです。これが起きてくるのです。

○大林政府委員 情報化時代の進展に伴いまして、既に磁気テープそのものを帳簿である、あるいは台帳であるという位置づけをしておるケースが、特許とか商標とか自動車の登録とかいろいろな面でふえておるわけであります。もちろん現実に行政事務として必要な場合には、その磁気テープに収録されておる情報をその都度可視的なものに転換いたしましてこれを利用するわけでありますが、制度といたしまして磁気テープそのものを住民台帳として位置づけることによりまして、現実の運用と法律の制度というものの整合性を図ったわけであります。

れめたものから端末で出してやる、こういう式はわかりますけれども、それ自身の台帳が磁気テープに備えつけられたものをもって代替できるという発想は、私はどうも納得できません。私は、この磁気テープの科学的な技術的な条件というのがどんどん日に増して進歩していますから、その見合いもあるでしょうけれども、当面は可視できる公文書というものを備えつけられるべきではないか、こう思いますが、いかがでしょうか。

○大林政府委員 この磁気テープを制度上は住民台帳とみなすという措置をとりましたのも、現実の市町村の電算の運用の増加状況から、従来から地方団体自体からそういう意味の御要望が実は多くあったわけあります。

〔平林委員長代理退席、委員長着席〕

もちろんそういう磁気テープを住民台帳とみなしましても、先ほど申し上げましたように現実の住民の利用あるいは行政事務の必要、そういうものは帳簿的なものが必要な限りのそれが、開闢等におきましても、必要な限りのそういう可視的な文書というものは作成をして便宜に供するということになるわけであります。

○加藤(万)委員 今の点については大変慎重に扱わなければなりませんから、今皆さんにもお願いをして、本法を執行する場合の責任ある条件整備というものをぜひ私は意見として述べ、同時にまた、当委員会でもそういう意見を採択されるよう以後でお願いしておきたい、こう思うのです。

磁気テープが民間に保管されますね。先ほど私は「不当な」、こういう問題について御提言しました。どうですか、御意見を聞かしてください。

○大林政府委員 磁気テープを民間に委託してこれを管理させておるという団体もまた相当数ふえてまいりております。したがいまして、民間にそういう事務を委託した場合に、その委託された民間の当局者が住民台帳を不當に利用する、あるいは、住民台帳の事項を外に漏らすなどになりますと、これは大変な問題になりますの

で、あわせて民間に委託する場合に、訓示規定ではござりますけれども、外出さないような、不當な目的に使わないような義務規定というものをつくりたわけであります。もちろん民間に委託するにいたしましても、その管理自体の責任は委託元の市町村にある際に契約書において、その磁気テープの保管あるいは使用等につきましては厳格な条件をつけるように従来から指導しておるわけでありまして、今回の改正を契機としたしまして、一層の厳重な管理について契約条項等に盛り込むように指導して、遺憾のないようにいたしたいと思っています。

○加藤(万)委員 これは大事ですから、大臣、答弁をいただきたいのです。

今この法律が通りますと、磁気テープはいわば法的にも認知をされたということになるわけです。この法律だけとは言いませんけれども、これから各地方団体が使うであろうOA機器は、お金に直して大体一千億を超えるだろう一千億以上の機械が発注されるだらうと世上言われているのです。この法律が通りますれば、私はこれは大変な勢いで進むと思うのです。とにかく住民票が六千七百万件もあるものが端末で引き出せるのですから、恐らくそういう方向へ行くでしょう。そして何カ町村かが合同で民間委託をされる、あるとここのメーカーに委託をされるという場合もあるでしょう。

これは奈良県の市で起きた、当該市は言いませんけれども、住民票の中に固定資産税がインプットされておるのであります。御案内でしょうけれども、同和事業の固定資産税は減免措置があるわけです。インプットされていますから、それが一緒に出てきちゃったわけです。戸籍法のときにも一一番問題になったのは部落の問題でした。差別の問題。特に戸籍の問題は、今度の場合には附票についてありますけれども、磁気テープがそういう形でありますと、これは大変な問題になりますの

もあり得るわけです。最近の技術では大分そこはなくなつたようです。私も、この質問をするに当たつて技術者に聞いてまいりました。いや、加藤さん、そういうことはもう大体なくなりましたよ。しかし、インプットする側が固定資産税やさまざまなる税の対象もそこに一緒に繰り込んでしまうということになりますと、そういう事例がないわけではないわけです。また現にあつたわけであります。

私は、今民間に委託をされる磁気テープの不当な使用目的、行政局長は訓示規定、訓示的な要素を持つておるというお話ですが、本来不當に使われるというよりも使っちゃいけないというふうにすべきだと思います。特に、興信所とかさまざまなものところで、先ほど言いましたように、年間何千万件という住民票やそういうものの交付の依頼がある場合には、それはいろいろ目的があるのであります。税の問題もあるでしょう。あるいは今の販売するために個人の住所が欲しいんだというものもあるでしょう。特に、サラ金が追っかけていくということもあるでしょうが、中には地名年鑑に見られたように、何か差別の条件として探り出すという用に供されないとは限らない。しかもそれが目で見れないところに保管してあるわけですから、相当厳重な管理運営、あるいはもしも漏らしたら、それに対する懲罰規定ですね、私は懲罰までいつていいと思うのですけれども、こういうものを設けるべきだと思うのです。

恐らくこの法律が通つた後に政令あるいは省令、通達が出されると思うのですが、実はこの部分については省令を出さないといふことはお話しのとおりでありますから、せつかく磁気テープにしましてそれが乱用されるといいますか、管理の面をきちっとしなければならぬということはお話しのとおりでありますから、せつかく磁気テープにしましてそれが通過させていただきました際におきましては、何らかの法的措置あるいは通達、そういうも思つております。そういう意味におきまして、このようによりまして、今お話しのようないふうに思つております。そういう意味におきまして、このように使われないように管理をいかに厳重にするかということがあります。これは、今お話しの御趣旨を十分分体しまして、自治省として適切な処置をいたしてまいりたいと思つておるところであります。

○加藤(万)委員 行政局長は訓示規定としてとうふうにおっしゃいましたが、ぜひそこは訓示規定ではなくて、大臣の御答弁のように、管理とその保管の責任、同時に、責任を持つ以上は、それを不當な目的で流用された者に対する処罰とまで言いませんけれども、省令、政令における何らかの規制をきちっとつけ加えられる、加えて通達を出されるということを私は要求をしておきたい

安田先生の時間がなくなってしまったが、最後に私の方でいま一つだけお願ひしたいのです。

住民票を選挙管理委員会に提出しますね。氏名、年齢、それから男女の別、一般的にはその程度のようですが、従来の住民票に記載されているようなことは全部選挙管理委員会には通知をされるのですか。また、請求があれば出されるのですか。これはいかがでしょう。

○大林政府委員 御案内のように、選挙人名簿は選挙権行使のためにつくつておるわけであります。ただそれは、住民基本台帳を基礎として選挙人名簿をつくる、こういうことになつております。したがいまして、転出入等住民の異動がありました場合には、住民台帳サイドの方でこれを受け付けて、住民台帳の記載事項の中で選挙権の行使のために必要な、例えばいつ転入したか、住所期間がどうであるかといふことがわかりますよななもの、あるいは住所、氏名、そいつた必要な事項について選挙管理委員会の方に連絡をする、こういう事務手続になつております。

○加藤(万)委員 実は、きょうは記載事項の内容についても質疑をして明らかにしたい点があつたのです。例えば内緒の妻を住民票では未届け、こう書きます。あるいは非嫡出子については戸籍謄本と書き方が違います。したがつて、その住民票の写しをそのまま選挙管理委員会へ出し、選挙管理委員会は選挙人名簿として一般公開するわけです。そうしますと、本来目的条項では、これは非公開にしますよといふことが、市町村長の権限を越えたところでは崩壊する可能性があるわけです。選挙管理委員会がこの名簿を受け取った際に、本法の改正とともに、やはり何らかの規制をされるべき条件整備が必要ではないかと思つたのですが、いかがでしょうか。選挙管理委員会との間で何らかの話し合いというのありましたのですか。

○大林政府委員 選挙管理委員会の方で閲覧に供します選挙人名簿は、選挙人名簿の抄本を使うと

いうことになつております。選挙人名簿は、いわば投票時における選挙人の確認であります。

○加藤(万)委員 選挙管理委員会での管理をするための義務行為を本法で規定づけをしたわけですが、選挙管理委員会の規則としては、具体的な選挙人名簿の閲覧時に対するそういう話し合いといたしましては、その都度議論がございました。おまけに、選挙管理委員会事務局といふのですか、そことの話し合いがなされたものですか、私、その方を聞きたいのです。

○大林政府委員 選挙管理委員会当局におきましても、こういった住民台帳の閲覧にまつわる問題といふものは従来から厳しく受けとめておりました。たゞ、考え方といたしますれば、現在、明治以来国勢調査を基準にしておる。諸外国においてもほとんどが人口を基準にし、有権者を基準にしておるところは極めて少ないという事情も踏まえまして、今日まで国勢調査を基準にしておるわけあります。

○加藤(万)委員 これまで、定数は正のたびごとに比例配分というのは、大変微妙なところが最近員数の面であるうとして、どうなんでしょうか、これが制約されただけでありますけれども、しかし、場合によりましては選挙人名簿の方を、住民台帳が制約されるために悪用されるということを考えられます。したがいまして、今回おきましたでも住民台帳と同じような管理をするような義務規定を置いたわけであります。

○加藤(万)委員 これは行政局長に聞くのは少しです。国勢調査を基礎にしていろいろ定数の問題を検討しようということが出ています。選挙人名簿は、いわば投票時における選挙人の確認であります。

例えば私は、住民票から来る選挙人名簿と、それから国勢調査によるその地域の人口とは大分違います。そういう問題でございます。(加藤(万)委員「男女の別はありませんか」と呼ぶ)男女の別もございませんか」と呼ぶ)男女の別もございませんか。選挙人名簿が悪用されるということは直接には考えられないわけでありますけれども、しかし、場合によりましては選挙人名簿の方を、住民台帳が制約されるために悪用されるということが考えられないではありません。したがいまして、今回の法改正によりまして、第十五条の第三項で、選挙管理委員会におきましても住民台帳と同じような管理をするような義務規定を置いたわけであります。

○加藤(万)委員 選挙人名簿は有権者、いわゆる満二十歳以上のところでやりますけれども、住民票そのものは全人口把握をするわけですから、私は、選挙法の問題はできる限り実態に近い形で選挙を行なうということが一番いいんじゃないかといふ意見は持っています。ただ、おっしゃられるように、有権者による云々という説もありますか

かという説の方が従来は強かつたということであろうと思います。

○加藤(万)委員 選挙人名簿は有権者、いわゆる満二十歳以上のところでやりますけれども、住民票そのものは全人口把握をするわけですから、私は、選挙法の問題はできる限り実態に近い形で選挙を行なうということが一番いいんじゃないかといふ意見は持っています。ただ、おっしゃられるように、有権者による云々という説もありますか

かという説の方が従来は強かつたということであろうと思います。

○加藤(万)委員 選挙人名簿は有権者、いわゆる満二十歳以上のところでやりますけれども、住民票そのものは全人口把握をするわけですから、私は、選挙法の問題はできる限り実態に近い形で選挙を行なうということが一番いいんじゃないかといふ意見は持っています。ただ、おっしゃられるように、有権者による云々という説もありますか

思うのです。個別の条例ならば、そこは県議会その他の直すことはできます。しかし、上位法令で来た場合には、地方自治体では、その修正をする権限は議会としては持つてないですから、したがって、この二つの面を含めてひとつ御検討いただきたいというのが第一です。

それから第二には、今幾つか私は、この法令に基づきまして事例を挙げました。大臣もそうだろうと思うのですが、紙に落としてない公文書といふのは、どうも私どもの年齢以上になりますと率直に言つてなじみません。磁気テープに入つているものが公文書として今日活用される、このこと

についてどうなんだろうかという率直な疑問があると私は思うのです。調製をするというだけで、近代的なこのOAシステムの中だけに行政機関としての公文書が繰り込まれたことを、黙つて腕をこまねいて認証してよろしいのだろうか。これはやはりひとつ研究をする材料ではないかと思うのです。

第三には、これが民間に委託になるなどして、いわゆる目的条項も含め、あるいは他の他も含めて、実際問題として、一々の住民票請求の請求者のチエックができないとなれば、民間に委託されたその個人情報というものが、端末によってはもうどこでもとれるのですから、キーと番号さえわかれば今どれるという時代なんです。そういう科学的な進歩の時代における保管と責任というものははどうあるべきかという問題も、この中に、この背景には大きな課題としてある、私はその四点ぐらいに絞つてきようは御質問をし、同時にまた意見の交換をさせていただいたつもりでいます。どうかひとつその辺を配慮をした上で、本法の取り扱い、政令、省令にゆだねる部面をひとつしっかりと大臣の目を通じて施行をお願いしたい、こう思うのです。最後に大臣の御意見をひとつお聞きしたいと思うのです。

午後一時開講

○高島委員長　午後一時より再開することとしてまいりたいと思っております。

かなかOA化の流れに対応できないようなところもあるわけでござりますが、しかし、お話しの点につきましては、これから今後の政令あるいは省令、そういう問題につきまして、あるいは通達の問題につきまして、今のような四点につきましてはひとつ慎重に私どもも目を通しまして、御留意

そういうことで、そういう限界に立ちまして補助報公開というのには条件つきで認められるべきなり、その条件はやはり厳重に守っていかなければならぬという御點でござります。

○小谷委員 さきに戸籍法、これが五十一年にプライバシー保護という見地からこの開覧が実現され

の保
守つ
いて
個人

ただ、その後いろいろな住民台帳を利用した溝
憾な事例も見受けられ、なおかつ法律で全面公開
をしておるのに、行政指導で一部制約をするとい
うことにつきまして、市町村の窓口での対応がな
かなか難しい。相手に粘られますとなかなか、制

の利用度というものが非常に大きいものでありますので、いきなり戸籍と並行して住民台帳で閲覧を禁止してしまうのもいかがなものかということことで、むしろ法の運用、つまり行政指導ということことで、不当な目的については閲覧を制約するようになります。という指導を今日まで実は続けてきたわけであつて、

質疑を窓口でこなす。小谷重三郎。

というところで、そういう限界に立ちまして私たちは報公開というのは条件つきで認められるべきなり、その条件はやはり厳重に守つていかなければならぬという観点でございます。

○小谷委員 さきに戸籍法、これが五十一年にプライバシー保護という見地からこの閲覧が廢されております。また、戸籍謄本、抄本、この付につきましてもプライバシー保護という見地から制限をするという改正がなされておるわけですが、さいますが、今回の住民基本台帳法の改正の中でも、五十一年の戸籍法の改正のときと全く同じく

の利用度というものが非常に大きいものでありますので、いきなり戸籍と並行して住民台帳で閲覧を禁止してしまうのもいかがなものかということことで、むしろ法の運用、つまり行政指導ということです、不当な目的については閲覧を制約するようになります。そういう指導を今日まで実は続けてきたわけであり、個人についての保つに

○小谷委員 最初に、第二回で最終答申の中に指摘されております情報公開の流れ、また同時にプライバシー保護、こういう二つの時代的要要求といいますか、重大な現在の時の流れというものが、あるわけですけれども、専門家の間におきましていろいろ論議が尽くされておるところであります。そこで大臣に最初に、要するに知る権利、また知られたくない、守るべき権利といいますか、この二つの論議を踏まえて大臣はどのような御認識を持っていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思ひます。

関係につきましては、今日まで情報公開の制度を取り入れた地方自治体におきましても、そういう個人の保護ということについてはある程度除いておるようなところが多いようです。情報公開という制度は、いろいろの住民のニーズにかなうためにも私は当然情報公開していかなければならぬと思うのであります。ただ、その反面におきまして、個人のプライバシーの保護、特に業として、例えば出版あるいは名簿づくりを業としているような方からそういうような保護をする

○大林政府委員 お話しのよう、昭和五十二年に戸籍法で戸籍の閲覧が禁止をされました。その時点では戸籍と住民台帳と比較いたしまして、その利用度といふものが格段に違うわけでありまして、戸籍の閲覧を禁止いたしました。住民台帳の閲覧が残る限りは特段の支障はないといふ法務当局が考えられたわけであります。

並行いたしまして、私どももしましても、戸籍に取り扱いを準じて住民台帳の閲覧の制約を設けるべきかどうかいろいろ検討したわけであります。が、先ほど申し上げましたように、戸籍の利用度と住民台帳の利用度が格段に違う、世間の、社会

施しておるところが、県、一市、あと県並びに市町村におきましても、五百十六市町村が情報公開条例を現在検討中である、このように言われてゐるわけでございますが、あわせてこの機会に、情報の公開という時代の流れ、この動き等について、それぞれ自治体が独自に特色を盛り込んだものが随分あるようございまして、これはこのままほっておいていいのかどうか、特に問題なしと言いかれるのかどうかという問題も起こってくらのではなかろうか、このように思われます。そこで、現在の情報公開の現状と今後の問題点について、まず自治省の考え方というものをこの

さいますが、今回の住民基本台帳法の改正の中でも、五十一年の戸籍法の改正のときと全く同じライバシー保護という見地から改正されたものである、このように思うわけでございます。既に十一年当時でも、住民基本台帳についてもプライバシーの侵害にかかるわる問題があるのでなかが、このような状況もあり、論議もあつた、こううに思うわけでございますが、それにもかかりませずおむね九年おくれて現在まで改正になかった。これは何かそれなりの理由か特別なのがあったんではないか、このように思うわけですが、この点はいかがでしようか。

理由
しپ
も、何とかこの際制度自体を見直してもらいたいので、この十年間の客觀情勢を見ながら、今回の制度改正に踏み切った次第でございます。

○小谷委員 地方自治体におきましても、情報公開、この動きについては非常に意欲的であります。特に五十七年に山形県の金山町、ここで情報公開条例というものが制定されおりまして、そなわ以来情報公開という機運は各自治体にもかなり広がってまいりまして、自治省の調べでは、昨年末現在で、既に情報公開条例が制定されておる自治体は五都道府県、十八市町村、要綱等で公開をされであります。

際ただしておきたいと思いますので、この点よろしく……。

○大林政府委員 山形県の金山町を嚆矢としまして、次第次第に情報公開条例を制定する団体がふえてきております。しかも、都道府県におきましても、いっつた傾向がふえてまいっております。

第二回調の答申にもありますように、今後行政に対する住民の参加という観点から、あるいは行政に対する住民の理解という観点から情報の公開は大変必要である、したがって国においても統一的な情報公開システムについて、地方団体の状況も参考としながら十分に研究をしていくべきだ、こういう答申が行われております。現在総務省を中心にして関係各省でいろいろな会議で勉強を始めおるわけであります。

問題は、今後情報公開というものをどう進めていくかにつきましては、一つには、それぞれの市町村の情報公開を行いますための体制の整備といふものが前提となってくると思います。

〔委員長退席、平林委員長代理着席〕

書類の整理、索引あるいは公開をする施設、そういう問題があるわけあります。現在のところは、地方団体におきまして、その地域の住民の感情、こういったものも勘案しながら、独自の情報公開条例を制定しております。

大きく分けますと、文書を公開するにいたしましたが、決裁前の文書まで含めてやるのか、あるいは決裁後、完結した文書にするのか、あるいは実施機関としては執行機関のほかに議会というものが入った方がいいのか悪いのかとか、請求権者の範囲はその住民に限った方がいいのか、必ずしも住民に限らない方がいいのか、そういう根本的な問題について、いろいろ各地域において独自

の規定を設けております。

なお、私どもとしましても、今後情報公開そのものの推進ということについては努力をしてまいりたいと考えておりますが、現在は御案内のように、情報公開をどういう形でやるべきかという一つの定型的な考え方というものが、国としてもまだ固まっておりません。むしろ現在は、地域の住民の協調あるいは職員の協力、こういったものの熟成の度合いに応じて条例が定められておる段階でありまして、各地の市町村からの御相談がありました場合に、大体既成の条例の内容あるいはそれについての問題点というものを参考にしていただきよう申し上げておるところであります。

現在のところは、市町村の地域に応じた自主的な条例というものを推進してまいりておるわけあります。

ライバシーに関するものなのかどうか、またこれが法的に保護をされるべき性格のものかどうか、この論議が、この種の判例としては唯一の判例とされております山形県の鶴岡市、ここで住民台帳のコンピューター処理を業者に委託した、これが住民から、これではプライバシーが守られないではないかという訴えに対し二審判決があります。同時に、あわせて情報公開条例の中でどういうことを規定していくのか、どういう規定の仕方が一番その地域の情報公開にマッチするのかという問題があるわけあります。現在のところは、地方団体におきまして、その地域の住民の感情、こういったものも勘案しながら、独自の情報公開条例を制定しております。

五日の判決で次のように述べておられます。非常に難しい言い回しのようですが、「法的救済の対象

たるプライバシーとは、私生活上の事実又は私生

活上の事実らしく受け取られる恐れのある事柄

で、一般の人々に未だ知られていないく、しかも一

般人の感受性を基準にして、その私人の立場に立

つた場合、公開を欲しないであろうと認められる

判例でありますけれども、昭和四十九年三月二十

日までの判決で次のように述べておられます。非常に

難しい言い回しのようですが、「法的救済の対象

たるプライバシーとは、私生活上の事実又は私生

活上の事実らしく受け取られる恐れのある事柄

で、一般の人々に未だ知られていないく、しかも一

般人の感受性を基準にして、その私人の立場に立

つた場合、公開を欲しないであろうと認められる

五日の判決で次のように述べておられます。非常に

五十一年に「電子計算機処理データ保護管正準則」というものを各省の事務次官会議で定めまして、それに基づいて現在各省が連絡会議等において検討を行つておるところであります。

自治省もいたしましても、各地方団体の電算機の普及に応じまして、先ほどの事務次官会議の準則の趣旨に即した的確な保護管理を図るよう、通常まで今日まで地方団体を指導してまいつたわけですが、近年さらに情報が高度化いたし、さらに今後も電算機を利用する団体がふえてまいります。今後こういった研究会での研究成果、あるいは総務庁などで研究をされます検討の動向を踏まえまして、指導の徹底を図つてまいりたいと考えております。

○小谷委員 今まで、住民基本台帳を改正されるまでの、プライバシー保護という立場から、原則公開といふものから一部制限を加えるということとで、現行法の中で自治省の局長通達といふことで一部制限する措置がとられてきたやに承つておられます。その大要はどんなものだったのか、御説明いただきたい。

○大林政府委員 住民台帳をめぐりまして、市町村の窓口で好ましくない事柄が起つりました。あるいは混亂が起つてしまいまして、これに備えまして、既に昭和五十六年ごろから数回にわたりまして、指導通達で閲覧についての取り扱いを指導し続けてきました。

その指導の内容は、現行の住民基本台帳法に閲覧を制約する一つの事由として、正当な理由がある場合には制約できるんだ、こういう根拠条文がござつたような動機による請求については拒否であります。そういう指導をしてきたわけであります。その場

合は、でてならない請求の具体的な現状を書いてほしい、こういう要求を市町村側から請求者にするよう指導してきたわけあります。実際問題として、冒頭に申し上げましたように、これもあくまで行政指導でありますので、法律制度自体が全面公開となつておる前提のもとで、指導にも限界がありますが来たというものが市町村の窓口の実態でありますために、従来の指導を法律改正によって制度上位置づけたというのが今回の改正でございます。

○小谷委員 要するに、今まで自治省の行政局長の通達ということで指導してきたけれども、通達ではプライバシー保護ということにはつながらなかつたということで今度の法改正が図られた、こういうふうに認識していいわけですか。

○大林政府委員 そういうことであります。

○小谷委員 それでは今度は、改正される「住民基本台帳の閲覧」に関する法第十一条第二項、ここで「前項の請求は、すなわち閲覧の請求は、「請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りでない。」このように規定されているわけでございます。この点についてまして大体五つぐらいに分けてお尋ねしたいと思います。

まず第一点は、「請求事由その他自治省令で定める事項」、これは請求者の住所、氏名、職業などを考えておられるのか。要するに、省令で定める事項というのは具体的にどういうものなのか、御説明願いたいと思います。

○大林政府委員 閲覧請求の手続として今後省令で定める予定をしておりますのは、閲覧をする場合には閲覧を請求する理由を書いていただくとともに、今おっしゃいましたような請求者の氏名、住所あるいはどの範囲を閲覧したいかという閲覧の請求範囲、こういったものを省令で規定をいたいと考えております。

○小谷委員 それでは第十四条の第四項、「請求が不当な目的によることが明らかなるとき」は、これらの一請求を拒むことができる。これは現行

同じように、明らかに本人、親族であることを確かめるため身分証明書の提示を求めるとか、また、尋問によって確認するとか方法はあろうかと思思いますけれども、ほかに新たな何かを考えておられるのか。この点はいかがですか。

○大林政府委員 おっしゃるとおりに、不当な目的の判断基準が非常に難しいわけであります。私どもも、研究会でいろいろ学識経験者にお願いをして御意見も伺い、あるいは法制局においていろいろ立法技術を考えたわけでありますけれども、どうしても閲覧を制約すべき場合の具体的なケースをいうのを法律用語として個別に書くことがなかなか難しい。結局は一括をいたしまして、最後には不当な目的というものでくらざるを得ない。したがいまして、制度的には不当な目的ということで押さええるわけであります、考えておりますことは、住民票の手続きの記載等によつて、嫡出でない子であることなど、いわゆる他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索し、あるいはこれを公表するとか、そういうアラバシーの侵害につながる場合あるいは差別の事象につながる場合、公開の制約をすべきであるとうふうな考え方を持っております。

ただ、それをどういうぐあいに判定をするかという問題になるわけでありますと、結局請求をする場合の請求書に請求の理由をできるだけ具体的に書いてもらう、その具体的な記述の中から窓口で判断をしていただくという以外に現在のこところは方法はないわけであります。幸いにして、五十年の戸籍法の改正以来、法務省の方におきまして、戸籍簿の抄本の交付につきまして、やはり不当な目的の場合にはこれを制約いたしております。この十年間の法務省における不当な目的の判定あるいは請求理由の書かせ方、こういったもの的具体的な事例をいろいろ集めまして、市町村

○小谷委員 第二項のただし書きで、自治省令で定める場合は請求理由を明らかにしなくともよい。その自治省令で、本人のほか、國、地方の公務員、それから弁護士、司法書士、行政書士が職務上請求をする場合を考えておられるようでござりますとか弁護士その他行政書士、司法書士等、法律に基づいて一定の仕事を公的に行っておられる方々、こういった方々の職務上の請求におきましては、請求事由まで明らかにすることは必要でないだらう。むしろこういう方々は、職務上の請求である限りは不當目的的に使うということは一般的には考えられない。さらに、もしも不當目的に使つたという話になりますと、それぞれの弁護士法なり行政書士法なりの規律によりまして、職務上の守秘義務違反ということにもなるわけであります。

ただ、こういった方々でも、果たして職務のためなのか、全くの私用なのかということは確かに判定をする必要があるわけでありまして、請求理由というよりも職務のためかどうかは明らかにしていくいただく、こういう予定をいたしております。

○小谷委員 これは、先ほど御説明あつた自治省の現行法での通達の中で、「プライバシーの侵害又は差別的事象につながるおそれがあると認められるとき」は請求に応じなくていい、こういうふうな自治省通達が出ておるわけですけれども、大阪府下の市町村では「住民基本台帳事務取扱要綱」、これを定めております。これには閲覧項目を住所、性別、氏名、生年月日に限定をするとい

うこと、それから基本的人権、プライバシー保護に留意し、閲覧目的以外に使用しない旨の誓約書をとること、それから、申請書に申請人の住所、氏名、使用目的等を記載させること、それから申請理由、目的を明らかにしない請求の場合にはさらに行つておるわけでございます。

また、住民票の写しの交付につきましても、弁護士、司法書士、行政書士等からの職務上の請求の場合であつても、提出先とか使用目的とかといふものを記載するよう協力を求めて、そして現在この要綱に基づいて既に実施しておるわけでござります。これにはそれぞれ行政書士、司法書士等もみんな従つて現在行われておるわけでございますが、この制度が今度の法改正によって後退することになるわけです、実質上、現場におきましては、こういうことになるわけでございますが、この点についてはいかがでしようか。

○大林政府委員 従来、地方団体におきまして独自に閲覧の制約あるいは条件というものをつくっておられるわけであります。私どもは今までの通達、指導におきまして盛り込みました内容を今回制度的に基礎づけるという観点から改訂をお願いしておるわけであります。もちろん今後運用によりましていろいろ考案得ることがあると想います。ただ、やはり公務員でありますとか、公的な法律に基づいて仕事をされておる、その職務上の義務に違反するというような場合には、それぞれの法律で嚴重な制裁措置があるというような範囲とを考えました。

したがいまして、ただそれが私的なものか職務のものかということとぐらいはこれははつきりさせないといけない、あるいは必要な場合は誓約書ぐらいはとる必要はあるであろうとは思いました。ただ、制度的にそこまで規定をするといふことでなくて、その運用につきましては通達等によつて補充をしてまいりたいと考えておるわけあります。

つて補充をしてまいりたいと考えておるわけあります。

はいかがでしようか。

○小谷委員 そこで、弁護士、司法書士または行政書士、これが職務上の閲覧または写しの交付を受けたとします。これが例えば差別事象につながるようなことに使われたりした場合、これは罰則規定の適用はどうのようにかかるのか、ここらへんいかがですか。

○大林政府委員 そういった公的な仕事に携わる方々が不当な目的で住民台帳の閲覧をした、あるいはみだりに外部に出したというようなことになりますが、この会における制裁処分、こういったものもござりますし、それぞれの法律のそういうにゆだねた方が適當ではなかろうかと考えておる法、あるいは行政書士でありますれば行政書士法の誠実に業務を行なうべき旨の責務規定違反といふことになりますし、同時に守秘義務規定違反といふことにも相なります。それぞれの法律におきまして、これは差別事象につながる問題だつて起つてくるわけです。この点の判断はできますか、どうですか。

○小谷委員 さらにこれは、例えば当初の目的が業務上のいろいろな仕事の目的であったとして、これは差別事象につながる問題だつて起つてくるわけです。この点の判断はできますか、どうですか。

○大林政府委員 その閲覧をする時点では不當的はなかつた、しかしその後気が変わつてと申しますか、不当な目的に使われる、これは往々にして考えられるわけであります。ただ、そういう段階まで法律で把握するということはなかなか難しゅうございます。そういう不祥事と、それが起きました場合には、やはり今後は地方団体の方でそういう不祥事の連絡をとり合つて、そういうような事実上の対応と、そういうことにはならない。したがつて罰則の当てはめようがない。職務といつてもどこまでが職務上で、例えばこういう人たちは商売ですから、依頼された人の目的等がどんな目的であるのかと、いふことも、これは判断するのは大変なことではなかろうかと

思つておられます。したがつて、住民票の写しの交付を受ける場合にはそれなりの使用目的を、何かに使用するということはあるわけですから、少なくとも使用目的はきちっとさるべきではないか。そうでないと法の目的、プライバシー保護といふことは、例えば弁護士さんとか行政書士、こういった場所の窓口で、この法が施行された後に、現在の要綱によつてみんな協力してやつておる段階で、今度の法改正でそれが崩れて、そして法改正で我々は、例えば弁護士さんとか行政書士、こういった方が、法律上明確に除外されている、にもかかわらず、なぜそれに使用目的とかを明確にしなければならないのだ。例えば行政指導要綱をそのまま運用面でしたとしましても、要するに後退した今度の法律改正でむしろ混乱を起こすのじゃないか、こういう懸念すらあるのですよ、こちらはど

なおかつ弁護士法とか司法書士法とかいう住民台帳法以外に守秘義務とかいろいろな形のものであるとしても、どこまでがこれで歯どめがかけられるのか、これは問題だと思います。実際に歯

止めをかけられますか。

○大林政府委員 確かに事務的には、窓口で閲覧請求に対しまして不当なおそれがあるかないかを判断するというのは、現実問題としてはなかなか難しいわけであります。ただ、従前は制度自体が全面公開ということになつておりましたために、できるだけ歯どめをかけるような努力をしようと

思いましても、制度的な制約といふものがござりますからなかなか無理がある。そこで、少なくとも今回の改正によりまして、従来の指導というものと法律の仕組み、制度の考え方というものが一致をするようにといふ最小限度の改正を今回行つたわけであります。

窓口におきます不当な目的による使用をするかしないかといふ判断自体の難しさは、今後も確かに続こうと思いますけれども、これは先ほど申し上げましたような法務省におきます戸籍抄本の交付の際の不当な目的による制約のチェック例、こ

とで一般の場合は罰則規定がなされるわけですし、また偽りの使用目的ということになれば、それはそれなりの偽りの目的でした罰則規定に該当するわけですから、この場合、使用する目的を書かなくともいいわけですから偽りということにもならない。したがつて罰則の当てはめようがない。職務といつてもどこまでが職務上で、例えばこういう人たちは商売ですから、依頼された人の目的等がどんな目的であるのかと、いふことも、これは判断するのは大変なことではなかろうかと

思つておられます。したがつて、住民票の写しの交付を受ける場合にはそれなりの使用目的を、何かに使用するということはあるわけですから、少なくとも使用目的はきちっとさるべきではないか。そういうときには請求に応じなくともいい、こういうふうな通達が出ているわけです。

○小谷委員 それでは、現行法で自治省が、要するにこれは地方の問題についてされておる通達で、五項目に分けて一番最後に「差別的事象につ

うなんですか。例えば指導要綱でそのようにして

今までどおりやつたとしても、それに従わなかつたとしても、今度の法改正の罰則規定に全く当たはなりませんね。よほど混乱を起こすおそれがある、このように懸念される、この点いかがですか。

○大林政府委員 そういう点も考えまして、一般

人並みに扱うべきか、それとも少し特例を設けるべきか、いろいろ考えたわけありますけれども、先ほど申し上げましたような経緯で、さらには制度的に現在ある程度定着をしております戸籍

関係、戸籍簿の抄本のチェック、つまり戸籍簿の原本につきましても、抄本交付の請求の場合には一定の条件をつけているわけあります、戸籍法においては例外扱いをしておる、そういう制度的な並びということも考え方だけであります。

○小谷委員 ことしの三月の二十日に大阪府は、部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例、こういう条例を制定いたしました。要するに

は全国に先がけて制定されたわけでございます。これは興信所だとかまた探偵社、こちらの身元調査、そこで部落差別を助長するおそれのあるもの、これを厳しく規制する。プライバシー保護を目的とする今回の法改正と全く趣旨は同じ目的を持つものでございますが、この興信所条例について自治省はどのように評価されておられますか。

○大林政府委員 今回の大坂府の興信所条例につきましては、大阪府におきます大阪府下の部落差別事象の発生の防止という目的で制定されたものと承知をいたしております。

こういった条例の内容につきましては、私ども御相談を受ける場合には、現行の法律体系との整合性から見いろいろ御相談に乗るわけありますけれども、こういった条例自身は、それぞれの地方団体におきます特殊性というものに基づいて、自主的におつくりになつておるものだと認識

をしておるわけであります。

○小谷委員 本改正案の第十二条第五項、ここで第一項の住民票の写し等の交付、この「請求をしようとする者は、郵便により、同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。」このようになっておるわけでございまますが、現在サラ金業者によるところの住民票の写しを郵便請求している件数というのは激増しておりまして、市町村の窓口の業務に非常に支障を来しておるという実情が明らかになつております。

例えは大阪府で実態調査の結果は、五十九年六月に行つておりますけれども、郵便請求全体のうち、サラ金業者の債権取り立てその他營利を目的としたものが八〇%です。五十七年度から五十八年度、この一年間の増加率というのは、個人請求のものが二%増加しておりますけれども、サラ金等の營利を目的としたものが四七%増加している。このように郵便によるところの營利を目的にした請求が激増しつつある。今後もますますこの種の請求が激増するのではないか、こういう状況でございます。これは将来問題が起こるのでないかと思いますが、自治省のお考えはいかがでしようか。

○大林政府委員 今回の改正によりまして、閑院あるいは住民票の写しの交付請求をする場合に、相手方の営業のいかんによつてこれを規制するということはなかなか難しいと考えております。したがいまして、当面は不当な目的のいかんということがだけで押さええておるわけであります。ただ、おつしやいますように、サラ金業者等あるいは金融機関といつたものからの写しの交付請求がふえてきていることは私どもも認識をしておりま

す。そこで、今後いろいろ指導の段階におきまして、むやみやたら家族の住民票の写しまで交付請求をするような場合には、やはり家族まで債権債務関係はないのでありますからそういうものは除きまして、あくまで債権債務に關係のあるものに限ります。結局は場合によつて不當な目的に使われ

限をするような指導をすることも考えておりまします。さらに今回の法律の施行状況を見ながら、そいつた具体的な取り扱いについても改めて運用面の検討をいたしてまいりたいと考えております。

○小谷委員 最後に大臣にお尋ねしたいわけでございますが、プライバシー保護の措置が条例、規則等々について細かく規制されたものでございまます。自己情報の閲覧、訂正請求権、これまでかなり大幅に盛り込んだものです。これらの内容と今回提案されております改正案と比べまして、プライバシー保護を同じように標榜しておるものでございますけれども、非常に立ちおくれが目立つようと思われてなりません。そこで、自治体のこのような条例も一通りは研究されておられると思いまますけれども、自己情報のコントロール権、これを保障する改正案というのが今までに必要でございません。そこで、自治体のこの点はいかがでしようか。

○大林政府委員 確かにプライバシーの保護一般の問題ということになりますと、現在既に百数十団体でプライバシー保護条例をつくつておりますように、データの収集、これを勝手気ままに行わない、あるいはその使用目的は明らかにして使用者の方を将来どのように展望され、どのように対応していこうとされるのか、最後にお尋ねをいたしまして質問を終わりたいと思います。特に行政の最先端で携わる自治体の対応もさることながら、その責任も重くなつてしまります。さらにそこの指導的立場にある自治大臣としても、ここらの者がいまして大切なことは、申し上げましたように、あわせてプライバシー保護といふこともより大切になつてしまいるわけでございます。特に行政の最先端で携わる自治体の対応もさることながら、その責任も重くなつてしまります。さらにそこの立場にある自治大臣としても、ここらの者がいまして大切なことは、申し上げましたように、あわせてプライバシー保護といふこともより大切になつてしまいるわけでございます。

○古屋国務大臣 今までの先生の御質問、私も非常に関心を持つてお聞きいたしますが、それがそれ条例に盛り込まれております。これは恐らくはかつてのOECDの勧告なり、これを受けました行政管理庁の意見書といったものをお参考にして策定をされたのであろうと思います。つまりプライバシーそのものを一体どう考へ、全般的にどう扱うかという場合には確かにそ

ることへの制約以外は、個人情報ではございますが、一般的にプライバシー保護の対象になるようなものは今回の改正措置以外はないんじゃないでしょうか、こう考えておられます。

○小谷委員 最後に大臣にお尋ねしたいわけでございますが、プライバシー保護の措置が条例、規則等でかなり今手厚く措置していくという状況にございます。そこで例えは大阪の八尾市の条例を見てみまして、電算機処理を民間の業者に委託しておるわけでございますが、この条例の中に市の職員と同じ秘密漏えいの禁止、しかもその責務、これに対しても個人的の秘密とされるデータを漏らした場合には業者に対しても明確な罰則を課す。ここまで条例で盛り込んでおるわけであります。

このような情勢の中で、情報の公開とあわせてプライバシー保護、高度情報化社会を迎えていくに当たりまして大切なことは、申し上げましたように、あわせてプライバシー保護といふこともより大切になつてしまいるわけでございます。さらにそこの立場にある自治大臣としても、ここらの者がいまして大切なことは、申し上げましたように、あわせてプライバシー保護といふこともより大切になつてしまいるわけでございます。特に行政の最先端で携わる自治体の対応もさることながら、その責任も重くなつてしまります。さらにそこの立場にある自治大臣としても、ここらの者がいまして大切なことは、申し上げましたように、あわせてプライバシー保護といふこともより大切になつてしまいるわけでございます。

そこで、今後いろいろ指導の段階におきまして、むやみやたら家族の住民票の写しまで交付請求をするような場合には、やはり家族まで債権債務関係はないのでありますからそういうものは除きまして、あくまで債権債務に關係のあるものに限ります。結局は場合によつて不當な目的に使われ

し上げましたが、プライバシーに対する国民の不安というものは相当強いものがございます。したがいまして、私は、プライバシーの保護はあらゆる場合に忘れてはならない大切なものと考えております。

そういう意味で、今後改正法の趣旨、内容につきましては十分周知徹底を図りまして、市町村における住民に対する記録が適正に管理されますように、先ほども申し上げましたような適切な管理ということをいたしましてプライバシーの保護は十分に守つてしまはなければならないと思い、そういうような措置を講じてまいる所存でござります。

○小谷委員 終わります。

○高島委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 冒頭に、本案とは直接の関係はないかもしませんが、今やプライバシーを守るということは、この法案の大臣の提案理由の説明の中にも一言触れてあることありますからそれで申し上げますが、プライバシーとは一体何でございますか。

○大林政府委員 プライバシーという言葉が出来たのは、おむね昭和四十年代に入つてからというふうな記憶を持つておるわけあります。それとの学者によりましても、確とした定義は現在の段階でもなおかつ定着をしておるとは思いましたが、かつてのプライバシー関連の判例の中身から考えました場合には、自分の私的な事項で人間が扱われたくないもの、あるいはひとりにしておいてもらいたい権利と申しますか、こういったものが従来プライバシーの権利と言われておった一般的な内容であろうと思ひます。

ごく最近は、それぞれ各方面の研究の結果、そういういた消極的な色彩のある面だけでなく、自分の情報を自分で管理するんだという積極的な面もプライバシーの概念の中に含めるべきだという御意見もだんだん高まつておる、そういうった状況であります。

○岡田(正)委員 次にお尋ねしますが、今回の法

律案の中では、基本台帳にかわって磁気テープを

使用してよろしいということになるわけですね。

そこで、この磁気テープそのものは、保管の問題

に入るかと思いますけれども、例えば磁気が弱つ

てくる、あるいはいつの間にか磁気が消えておつ

た、あるいはテープそのものが間延びをしちゃつて、これは変な例えでございますけれども、我々

ますと全然役に立たない、一つもわけがわからぬ、こういう事例が数多くあるのであります。

ここで言う磁気テープというのは、我々素人が知つておるような磁気テープじゃない、特殊な実にすごい立派なものであるという意味の磁気テープでございますか。磁気が弱くなったり欠落をしたり間延びをしたり、そんなことは絶対にありません、どう

いうものでございますか。磁気が弱くなったり消えてしまつたり、あるいは損傷したり欠落をしたり間延びをては詳しくはないわけでありますけれども、現在各公共団体で使用されている磁気テープと総称されであります。具体的には磁気テープのほか、磁気ディスクとか磁気ドラムとか光ディスクとか、最近の技術進展に伴いまして大変立派なものができますが、私はどちらも余り技術的な面について詳しくは知らないのです。そこで、手間を省くあるいは少ないスペースで多くの資料を収集できるというように非常に利便があるわけでありますから、将来に向かって各地方自治団体が恐らくこの漢字のいわゆる磁気テープに切りかえていかれる趨勢になると思うのです。その場合、三千三百二十五の団体のうち漢字で磁気テープをとつてないところが一体どのくらいあって、それを漢字の磁気テープにかえていくように設備をすることになりますと全国で一体あとどのくらいの費用がかかるものですか。

○大林政府委員 現在住民記録を電算処理しております市町村のうちで、漢字オンラインシステムで処理しているものが二百五団体ございます。全体の三千三百七十八団体の数からいたしました場合には、漢字オンラインシステムで処理しているものはなお二百五団体にとどまつております。

そこで、今後こういった住民台帳とみなされるようなオンラインシステムに切りかえるためにどのくらいの費用がかかるかというのは、現在まだ積算をいたしておりませんので、また後日調査をいたしてお答えをいたしたいと思います。

○岡田(正)委員 ちょっとと物足りませんが、突然

る、さらにはその保管あるいは運用、そのテープ

全般につきまして保護管理者の責任のもとで担当者を決めて、そういった事故、棄損の防止に努め

ておるところであります。今後ますますその重

要性はふえてまいるものであらうと思います。

○岡田(正)委員 午前中の加藤委員の質問の中に

もあつたかと思いますが、住民の基本台帳といえども素人はよくわかりませんけれども、ここで言う磁気テープに保管をされるものはすべて漢字でございましょうね。片仮名ではないですね。

○大林政府委員 電算にもその水準でまだいろいろなものがあるわけであります。住民基本台帳法で、磁気テープそのものを住民台帳とみなすという場合の磁気テープは、おっしゃるように漢字として出てくるものでなければなりません。

○岡田(正)委員 ということになりますと、手間を省くあるいは少ないスペースで多くの資料を収集できるというように非常に利便があるわけでありますから、将来に向かって各地方自治団体が恐らくこの漢字のいわゆる磁気テープに切りかえていかれる趨勢になると思うのです。その場合、三千三百二十五の団体のうち漢字で磁気テープをとつてないところが一体どのくらいあって、それを漢字の磁気テープにかえていくように設備をすることになりますと全国で一体あとどのくらいの費用がかかるものですか。

○大林政府委員 現在住民記録を電算処理しております市町村のうちで、漢字オンラインシステムで処理しているものが二百五団体ございます。全体の三千三百七十八団体の数からいたしました場合には、漢字オンラインシステムで処理しているものはなお二百五団体にとどまつております。

そこで、今後こういった住民台帳とみなされるようなオンラインシステムに切りかえるためにどのくらいの費用がかかるかというのは、現在まだ積算をいたしておりませんので、また後日調査をいたしてお答えをいたしたいと思います。

○大林政府委員 間違いの種類にもよるかと思いますけれども、地方団体との契約の内容に違反をしておる場合でござりますから、この磁気テープが無理に他に台帳をもうそろいつくる必要はないよ

うと、そういうところまで踏み切つておる問題でありますので、そういう事故は一般的には起こらぬと思

いますというような答弁でこの法律を通していい

のでしょうか。

○大林政府委員 もちろん御指摘のとおりであります

まして、従来からこういった電算関係のデータの保管管理につきましては、事務次官会議等の申し

ります市町村のうちで、漢字オンラインシステムで処理しているものが二百五団体ございます。全体の三千三百七十八団体の数からいたしました場合には、漢字オンラインシステムで処理しているものはなお二百五団体にとどまつております。

そこで、今後こういった住民台帳とみなされる

ようなオンラインシステムに切りかえるためにどのくらいの費用がかかるかというのは、現在まだ積算をいたしておりませんので、また後日調査を

いたしてお答えをいたしたいと思います。

○岡田(正)委員 ちょっとと物足りませんが、突然

の質問ですか。

それでは次に、先般来何人かの委員がいろいろと心配をしておっしゃつておられた中に、テープ

の委託をした業者の管理の責任、保管の責任、こ

ういうものは一体どうなるのだろうか、この法律

に発展することがあるかもわかりませんけれども

、契約条項の内容としては、契約解除の条件、

損害賠償規定、こういったものが中心になると存じます。もちろん事務次官会議において決まつた準則、これを從来指導通達の形で流しておりますけれども、今後の電算の増加状況というものにかんがみまして、自治省といたしましても、改めて今年度こういったデータ保護に関する、プライバシーを含めました研究会を省内で設けたところでありますので、そういうた議論の結論を踏まえて、さらに委託等におきます取り扱いの厳重化を図つてまいりたいと考えておるところであります。

○岡田(正)委員 くれぐれもひとつ留意をしていただきたいと思います。

さて、本論に入りますが、全国の自治体の中で、プライバシー保護条例を制定している自治団体の数と、その主な内容はどのようなものでありますか。

○大林政府委員 現在、地方団体におきまして、電算機処理に係るプライバシー保護に関する条例を設けておりますのが、昨年の四月一日現在で百七十七市町村、それから二、一部事務組合というところになつております。

その内容としましては、それぞれの団体によつてさまざまではありますけれども、大体共通する主なものといたしまして、データ収集の制限、データの保護措置、データを提供する場合の提供制限、処理状況等の公表、それから個人秘密の保護、その他運営の適切性、さらには本人からの訂正、変更請求、全般の運用におきます審議会等の設置、こういったものが内容として規定されております。

○岡田(正)委員 情報公開条例を制定をしている自治体の数はどのくらいありますか。

○大林政府委員 これは本年の三月末現在で、条例の制定団体数が二十四団体、五都府県、十九市区町村ということになつております。

○岡田(正)委員 情報公開条例を制定をしている人情報は守るべきものであるけれども、しかし公綱によって制度化しております団体数が三団体、県で二つ、市で一つ、合計いたしますと二十七団体でございます。

○岡田(正)委員 その両方の条例を制定をしていあります。もちろん事務次官会議において決まつた準則、これを從来指導通達の形で流しておりますけれども、今後の電算の増加状況というものにかんがみまして、自治省といたしましても、改めて今年度こういったデータ保護に関する、プライバシーを含めました研究会を省内で設けたところでありますので、そういうた議論の結論を踏まえて、さらに委託等におきます取り扱いの厳重化を図つてまいりたいと考えておるところであります。

さて、本論に入りますが、全国の自治体の中で、プライバシー保護条例を制定している自治団体の数と、その主な内容はどのようなものでありますか。

○大林政府委員 情報公開条例の制定とプライバシー保護条例の制定と両方をつくっております団体は、やや調査時点が一年ほど食い違いますけれども、現在の段階では、両方の条例を制定している団体は五団体と承知をいたしております。

そこで問題は、プライバシー保護条例と、情報公開条例の中のプライバシー保護との調整関連の問題が出てくるわけあります。情報公開条例と

プライバシー保護条例のこの二つの条例は、これら

の団体のプライバシー保護条例ができましたときと、情報公開条例が制定されましたときとい

のがかなり格差がござります。したがいまして、

情報公開条例の中に規定をしております個人情報の保護の文言と、それからプライバシー保護条例におきます個人の保護の文言といふのは、言葉の

上では少し範囲が違つたような感じを受けるケー

スが少なくありません。プライバシー保護条例と

いうものの方が、昭和五十年に最初にうできた

くらいで歴史が古うございます。また団体数も多

うございます。だから恐らくはプライバシー保護

条例の方が先行をいたし、個人情報の外部へ出る

ことにつきましてはかなり幅広く抑えようとした

といふ傾向がござります。その後数年たちまし

て、昭和五十年代の半ばぐらいから情報公開条例

といふものが世の中に出でまいりました。

そこで、情報公開条例の中では、一応情報公開

という理念のもとに個人情報というものをどう扱

うかという観点に立つて考えるものでありますか

と、どうしても個人情報を全部秘密にするといふ

者は外をつくるというような規定の仕方になつ

ります。

○岡田(正)委員 情報公開条例を制定をしている

自治体の数はどのくらいありますか。

○大林政府委員 これは本年の三月末現在で、条

例の制定団体数が二十四団体、五都府県、十九市

区町村といふことになつております。

○岡田(正)委員 これが二十七団体でございます。

例の出発点が違う、あるいは背景が違うことから多少文言上のちぐはぐが出た原因であろうと私は推測いたしておりますが、いずれに場合プライバシー保護と情報の公開との境界線を一体どこに引いて調整をなさつておるのか教えてください。

○岡田(正)委員 次に、本法の改正によりまして、住民基本台帳の閲覧の請求が制限される場合なども、現在の段階では、両方の条例を制定していく団体は五団体と承知をいたしております。

○岡田(正)委員 次に、本法の改正によりまし

て、住民基本台帳の閲覧の請求が制限される場合なども、現在の段階では、両方の条例を制定していく団体は五団体と承知をいたしております。

○大林政府委員 今回の改正によりまして住民台帳の閲覧につきましては、一応原則的には公開の原則は崩しておりませんけれども、請求者にその

請求事由などを明らかにしていただくということをまず第一番に要求をいたしております。

そこで、請求事由によりまして、市町村長は、

請求が不当な目的によることが明らかなるとき、ま

たは閲覧によって知り得た事項を不当な目的に使

用されるおそれがあるなどの請求を拒むに足りる

相当な理由があるときには請求を拒否できる、こ

うしたわけであります。

不當な目的という場合がどういう場合かといふ

ことになるわけありますが、結局具体的には、

他人の住民票の記載事項を知るということが社会

通念上から考えまして相当と認められる必要性も

ない、合理性もない、にもかかわらずその記載事

項を探索する、あるいはみだりに暴露するといふ

ようなケースであります。例えば住民票の統計柄

の記載によりまして抽出しない子であることなど、本人には知られたくないと思われる事項をみ

だりに探索行為をするというような場合、あるいは本籍の記載を手がかりといたしまして同和地区

出身であるかないかを調査する、それが差別的事

象につながるような場合、これが一番典型的な例

でございます。

あと具体的なケースにおいてどう具体的に対応

するか、これは実は現在私どもこの十年來の戸籍

の抄本の交付の扱い、これが今回の改正と同じよ

う扱いが行われておりますので、そういった実

例を集めまして地方団体に示し、さらに今後具体

的な実例の運用によってできるだけ適正な運用を図りたいと考えておるところであります。

○岡田(正)委員 不当な目的に使用される場合と、一体どこに引いて調整をなさつておるのか教えてください。

○岡田(正)委員 これはいつごろ各地方団体に通達がされ

ましたけれども、非常に簡単な言葉ですが、中身

は今申されるとおりなかなか説明がしづらい。だ

から十年來の戸籍法の実際の運用の実例をいろいろと取捨選択をして、各団体にそれをお示しした

い、具体例としてお示しをしたいということであ

りますが、それはそれで結構だと思いますけれども、一体これはいつごろ各地方団体に通達がされ

るのでありますか。

○大林政府委員 今回御審議をいたしまして成

立させていただきますれば、この法律の附則によ

りて一年以内に施行する、こうなつております

で、それまでにそいつた準備を整えたいと考え

ております。

○岡田(正)委員 民間業者などは閲覧の請求は全

く禁止されるのでありますか。あるいは許可され

る場合もあるとするならば、どのような条件で、

で、それまでにそいつた準備を整えたいと考え

ております。

○岡田(正)委員 今回の改正も、一応閲覧につき

て一年以内に施行する、こうなつております

で、それまでにそいつた準備を整えたいと考え

ております。

○大林政府委員 今回の改正も、一応閲覧につき

て一年以内に施行する、こうなつております

で、それまでにそいつた準備を整えたいと考え

ております。

○岡田(正)委員 そこでちよつと気になるのです

が、今のような御答弁でありますと、情報は公開

の原則であるから原則公開ですよ、請求者を区別

して、あなたはだめ、あなたはよろしい、こうい

うようなことはしませんよ、そこで区別をすると

したら、不当な目的に使われる可能性のある場合にこれを拒否する、こうしたことありますか。

それぞれ市町村の窓口におきまして不当な目的に

使用されると判断できるでしょうか。

例えばサラ金業者なんかでも、会社の看板を一目見て、これはサラ金だとわかるような看板をつけるところはもう余りないです。どこの会社かさっぱりわからぬ。何か貿易会社のような感じのする名前をつけておって中身はサラ金というようなところもたくさんあるわけでありまして、そういうところがいわゆる請求の内容としては、例えば

縁組のためというようなことでその家の家族一同の実態を知りたいというようなことを請求してきましたとします。今私、具体的に言うのですよ。私がサラ金業者とします。あなたが市役所の窓口の職員です。私は実は息子の結婚のために、相手のお嬢さんだけでは困るので、相手の家の中の人すべてがどういう方がおられるのが、どのくらいの年ごろなのかと、そういうことについてすべてを知りたいのでひとつ教えていただきたい、こう言つたらどうします。

○大林政府委員 業者によりましては、先ほど例示に出されましたような例えばサラ金業者、こういう方が閲覧をしたい、ついでそれはどういう理由ですか、結局請求目的を具体的に出してもらうわけであります。そうすると債権の保全のためだとかいうことになると思います。そういうことありますので、債権債務というのは、サラ金業者と債務を負った住民票に載つておる本人個人の問題でしあから、本人個人の閲覧あるいは抄本の交付については、これは結構ですよ、こうなるわけでありまして、それ以外の範囲については合理性がないというような取り扱いになると思ひます。

○岡田(正)委員 今あなた市役所の窓口におけるのです。私はサラ金業者ですよ。サラ金業者は、金を貸すだけが業者のすべてではありませんね、社会人としての生活もあるわけです。そこに子供がおれば結婚問題で心配もしなければいけません。たまたまそこの家のお嬢さんとうちのせがれが結婚をしたいと思うのだ、その場合に、向こうの家族が、どれだけの人が、どういう年齢層の方がい

らっしゃるのか、そんなことが全然わからぬじや

困るので、一応そのすべてをいただきたい、こうやって平身低頭請求理由を明確に書いて持つてきただら、あなた拒否できますか。

○大林政府委員 今のような債権の追求といふことを不正当な目的として閲覧を拒否することはできません。

○岡田(正)委員

そうすると窓口の職員は、そのサラ金業者、看板は立派な看板であります、同じ町だから、本当ほど厚かましいサラ金業者だとやがつたと思ってるわけです。大抵これはばかりの方に、金の取り立てにこれを使うに違いないと自分は思つてゐる。思つているけれども、請求事由を書く欄には婚約のためとか、そういうようなことを書かれたらどうしようもないでしょ。どうしようもなかつたら、それは出してしまつてから後で不当なことに使つた、けしからぬと言つて

○大林政府委員 請求事由において虚偽の請求事由を示す、こういつたことになりますれば、法律の第四十四条によりまして五万円以下の過料といふことになります。

○岡田(正)委員 サラ金だけを取り上げては形が

追い回すために市役所に行くとは思えませんね。五万円くらいの過料を払つたって何ということはありません。五万円、先に納めますからどうぞ

といふことになるかもしれません。そういうことがあつてはならぬので、それをどうしたら防げるんだ

らうかというのが今回の法改正の第一番の目的じやなかつたのでしょうか。サラ金業者に追つかれてはならないので、それをどうしたら防げるんだ

といふことになりますと、今回の改正によりましても、これを不当な目的として閲覧を拒否することはで

あります。やむを得ずもう一つの方法としての目的面で何とか限定できいかという作業はしてみたのですが、結局のところは限界線が定まらない、やむを得ずもう一つの方法としての目的面にかかるのが今回の法改正の第一番の目的じやなかつたのでしようか。サラ金業者に追つかれてはならないので、それをどうしたら防げるんだ

といふことが経緯であります。

○岡田(正)委員 今座つております間につくづくと反省をいたしました。一言おわびを申し上げておきますが、つい私は夢中になるとかつとする方ありますので、市役所の窓口の職員が、あれはイレグトメールが飛び込んできたり、こういうことがあるからこそ、住民には公開が原則であるけれども、制服を一部しなければならぬなどいうのが今度の法改正の一一番大きいポイントじゃなかつたのですか。それ以外に理由がありますか。私はほかに考えられぬのですが、いかがですか。

○大林政府委員 今回の改正をいたします場合にいろいろ各有識者の意見も聞いたわけであります。研究会でもいろいろな議論が出ました。今回この制約に当たりましては、できれば方法として、まず相手方を限定するということが一番はつきりするわけであります。そこで、何とか先ほどの御論議の関連で相手方の限定ができないかという研究をしていただいたわけであります。

○岡田(正)委員 コンピューター化されました個人情報や手書きの文書あるいは写真、磁気テープなどに記録された個人情報についても閲覧請求の

金自体の制度でこれを見直す、あるいは反省するということをしていただかなければ結局は決着はつかぬであろう。冒頭に申しましたように、相手方で何とか限定できいかという作業はしてみたのですが、結局のところは限界線が定まらない、やむを得ずもう一つの方法としての目的面にかかるのが今回の法改正の第一番の目的じやなかつたのでしようか。サラ金業者に追つかれてはならないとするならば、かかる個人情報を今後はどういうふうに保護をしていかれる方針であるか、お聞きさせをいただきたいと思います。

○大林政府委員 今回の改正は住民基本台帳の閲覧請求ということでありますので、御指摘の手書

き文書、写真、磁気テープその他、住民台帳と関係のないものについては対象にいたしておりません。

ただ、こういった一般的な個人情報の保護につきましては、今後プライバシー保護全般のあり方という問題で政府全体の課題としてとらえて検討していかなければならない問題であります。法的措置を含めて、今後制度的な方策に関する具体的な検討を行い、政府全体としての方針を取りまとめる必要があるわけでありまして、現在総務省を中心とする各省庁の連絡会議において検討が進められておるところであります。自治省におきましても、別途省内にそのための研究会を本年度設置したところでありまして、今後とも研究を続けてまいる態勢に入つておるわけであります。

○岡田(正)委員 福岡県の春日市のプライバシー保護条例を見ますと、市が個人情報を収集する際にも厳しい制限を課しております。プライバシー保護の視点からすれば、個人情報の利用面だけではなくて収集の面においても制限が必要であると考えますが、これらについて自治省はどう考へておられますか。

○大林政府委員 確かにプライバシー保護を図る上で、個人情報の公表だけではなくて、まず出発点の収集の面におきまして規制が必要であることは御指摘のとおりであります。これは昭和五十五年のO E C D の理事会勧告でも、あるいは昭和五十六年当時の行政管理庁の研究会の報告においても既に指摘されておるところであります。ただ、その具体的な方策としましては、個人情報の種類によってどう制限をするのか、収集目的によつて制限をどうつけるのか、あるいは収集方法によつて制限を設けるのか、いろいろな方法が考えられるわけでありまして、こういった収集の保護、収集の制限の問題につきましても、プライバシー保護の一つの重要な出発点として研究をしてまいります。

○岡田(正)委員 自治省とされましては、個人情報の総合的な保護を図るためにプライバシー保護

条例の制定を各自治体に呼びかける方針でござりますか。

○大林政府委員

既にプライバシー保護、電算処理

理に伴います問題としまして、五十一年の電算処理データ保護管理準則、事務次官会議で定められました内容のほか、これに基づいた通達を流しておるところです。今後も先ほど来的御意見を踏まえ、情報処理の高度化に伴うデータプライバシーの保護対策を新たな見地から研究してまいります。

○岡田(正)委員

ちょっと具体的になりますが、

地方自治体に働く職員の給与や手当、退職手当の支給実態を住民に公表することはプライバシー保護の範疇に入ると思っておられますか。それとも

○中島(忠)政府委員

非常に難しい問題だと思

いますが、

どうぞ

どちらを優先するんだという接点といいますか、

先生は先ほど境界線という言葉を使われました

が、その境界線の問題があるだろうというふうに思ひます。

そこで、先生が具体的にお挙げになりました給与等個人情報に關することにつきましては、私は

ちゃんと深く考へて、先生に自信を持つて御

答弁できるような自信はございませんけれども、

例えて言いますと、内部における取り扱い基準等を定めておきまして、一応それによつて運用していく。さらに判断が難しいときは、内部に審査会といいますか、そういうような審議する機関を設けておいて、そこで議論していただきて個人のプライバシーの保護と、実現しようとする公益との関係というものを議論して決めていく。というふうに思ひますが、いずれにいたしましても、一般的に申し上げますと、収入に関する事項は通常プライバシーだというふうに現在言われて

いるというふうに私たち理解をいたしております。

○岡田(正)委員 よくわかりました。

そうすると、今ここで確認をさせておいていた

だきたいと思ひますが、従来から別に確たる取り

決めがあるわけじゃありませんけれども、プライ

バシーといえば個人の思想、宗教、健康状態ある

いは収入に関するもの、人に知られたくないも

の、そういうものが入るんではないでしょうかと

いうお話をいろいろ推量してまいりますと、

個々の職員の名前をつけて給与等の実態を公開す

ることはプライバシー保護に反するというふうに

思ひます。

ただ、プライバシーに属する事項ならばすべて

公開の対象外になるのだろうか、こういう議論も

考えていいのではないかと思います。

ただ、プライバシーに属する事項などすべて

公開の対象外になるのだろうか、こういう議論も

考えていいのではないかと思います。

ただ、そういう事項を公表するといいますか、

私たちとしてはそういう事項をやはりお勧めはで

きないだろうと思います。

○中島(忠)政府委員 一般的に申し上げますと、

私たちはそういう事項をやはりお勧めはで

きないと思います。

ただ、そういう事項を公表するといいますか、

それを公表する目的は何かというサイドからもう一度考

えてみる必要があるんじゃないだろうか。個人情

報を公開するといいますか、行政情報を公開する

場合には、プライバシー保護と公共の利益との

どちらを優先するんだという接点といいますか、

先生は先ほど境界線という言葉を使われました

が、その境界線の問題があるだろうというふうに思ひます。

そこで、先生が具体的にお挙げになりました給

与等個人情報に關することにつきましては、私は

ちゃんと深く考へて、先生に自信を持つて御

答弁できるようないい信はございませんけれども、

例えて言いますと、内部における取り扱い基準等を定めておきまして、一応それによつて運用して

いく。さらに判断が難しいときは、内部に審査

会といいますか、そういうような審議する機関を

設けておいて、そこで議論していただきて個人

のプライバシーの保護と、実現しようとする公益

との関係というものを議論して決めていく。とい

うふうに思ひますが、いずれにいたしまして

どうういうふうに思います。

ただがいまして、先生が先ほどお話しになりました

税金の使い道だからというような、短絡的と

いう以外にも知恵の出ししようというのがあるん

だろうというふうに思います。

先生は先ほど境界線という言葉を使われました

が、その境界線の問題があるだろうというふうに思ひます。

そこで、先生が具体的にお挙げになりました給

与等個人情報に關することにつきましては、私は

ちゃんと深く考へて、先生に自信を持つて御

答弁できるようないい信はございませんけれども、

例えて言いますと、内部における取り扱い基準等を定めておきまして、一応それによつて運用して

いく。さらに判断が難しいときは、内部に審査

会といいますか、そういうような審議する機関を

設けておいて、そこで議論していただきて個人

のプライバシーの保護と、実現しようとする公益

との関係というものを議論して決めていく。とい

うふうに思ひますが、いずれにいたしまして

どうういうふうに思います。

ただがいまして、先生が先ほどお話しになりました

税金の使い道だからというような、短絡的と

いう以外にも知恵の出ししようというのがあるん

だろうというふうに思います。

先生は先ほど境界線という言葉を使われました

が、その境界線の問題があるだろうというふうに思ひます。

そこで、先生が具体的にお挙げになりました給

与等個人情報に關することにつきましては、私は

ちゃんと深く考へて、先生に自信を持つて御

答弁できるようないい信はございませんけれども、

例えて言いますと、内部における取り扱い基準等を定めておきまして、一応それによつて運用して

いく。さらに判断が難しいときは、内部に審査

会といいますか、そういうような審議する機関を

設けておいて、そこで議論していただきて個人

のプライバシーの保護と、実現しようとする公益

との関係というものを議論して決めていく。とい

うふうに思ひますが、いずれにいたしまして

どうういうふうに思います。

ただがいまして、先生が先ほどお話しになりました

税金の使い道だからというような、短絡的と

いう以外にも知恵の出ししようというのがあるん

だろうというふうに思います。

先生は先ほど境界線という言葉を使われました

が、その境界線の問題があるだろうというふうに思ひます。

そこで、先生が具体的にお挙げになりました給

与等個人情報に關することにつきましては、私は

ちゃんと深く考へて、先生に自信を持つて御

答弁できるようないい信はございませんけれども、

例えて言いますと、内部における取り扱い基準等を定めておきまして、一応それによつて運用して

いく。さらに判断が難しいときは、内部に審査

会といいますか、そういうような審議する機関を

設けておいて、そこで議論していただきて個人

のプライバシーの保護と、実現しようとする公益

との関係というものを議論して決めていく。とい

うふうに思ひますが、いずれにいたしまして

どうういうふうに思います。

ただがいまして、先生が先ほどお話しになりました

税金の使い道だからというような、短絡的と

いう以外にも知恵の出ししようというのがあるん

だろうというふうに思います。

先生は先ほど境界線という言葉を使われました

が、その境界線の問題があるだろうというふうに思ひます。

そこで、先生が具体的にお挙げになりました給

与等個人情報に關することにつきましては、私は

ちゃんと深く考へて、先生に自信を持つて御

答弁できるようないい信はございませんけれども、

例えて言いますと、内部における取り扱い基準等を定めておきまして、一応それによつて運用して

いく。さらに判断が難しいときは、内部に審査

会といいますか、そういうような審議する機関を

設けておいて、そこで議論していただきて個人

のプライバシーの保護と、実現しようとする公益

との関係というものを議論して決めていく。とい

うふうに思ひますが、いずれにいたしまして

どうういうふうに思います。

ただがいまして、先生が先ほどお話しになりました

税金の使い道だからというような、短絡的と

いう以外にも知恵の出ししようというのがあるん

だろうというふうに思います。

先生は先ほど境界線という言葉を使われました

が、その境界線の問題があるだろうというふうに思ひます。

そこで、先生が具体的にお挙げになりました給

与等個人情報に關することにつきましては、私は

ちゃんと深く考へて、先生に自信を持つて御

答弁できるようないい信はございませんけれども、

例えて言いますと、内部における取り扱い基準等を定めておきまして、一応それによつて運用して

いく。さらに判断が難しいときは、内部に審査

会といいますか、そういうような審議する機関を

設けておいて、そこで議論していただきて個人

のプライバシーの保護と、実現しようとする公益

との関係というものを議論して決めていく。とい

うふうに思ひますが、いずれにいたしまして

どうういうふうに思います。

ただがいまして、先生が先ほどお話しになりました

税金の使い道だからというような、短絡的と

いう以外にも知恵の出ししようというのがあるん

だろうというふうに思います。

先生は先ほど境界線という言葉を使われました

が、その境界線の問題があるだろうというふうに思ひます。

そこで、先生が具体的にお挙げになりました給

与等個人情報に關することにつきましては、私は

ちゃんと深く考へて、先生に自信を持つて御

答弁できるようないい信はございませんけれども、

例えて言いますと、内部における取り扱い基準等を定めておきまして、一応それによつて運用して

いく。さらに判断が難しいときは、内部に審査

会といいますか、そういうような審議する機関を

設けておいて、そこで議論していただきて個人

のプライバシーの保護と、実現しようとする公益

との関係というものを議論して決めていく。とい

うふうに思ひますが、いずれにいたしまして

どうういうふうに思います。

ただがいまして、先生が先ほどお話しになりました

税金の使い道だからというような、短絡的と

いう以外にも知恵の出ししようというのがあるん

だろうというふうに思います。

先生は先ほど境界線という言葉を使われました

が、その境界線の問題があるだろうというふうに思ひます。

そこで、先生が具体的にお挙げになりました給

与等個人情報に關することにつきましては、私は

ちゃんと深く考へて、先生に自信を持つて御

答弁できるようないい信はございませんけれども、

例えて言いますと、内部における取り扱い基準等を定めておきまして、一応それによつて運用して

いく。さらに判断が難しいときは、内部に審査

会といいますか、そういうような審議する機関を

設けておいて、そこで議論していただきて個人

のプライバシーの保護と、実現しようとする公益

との関係というものを議論して決めていく。とい

うふうに思ひますが、いずれにいたしまして

どうういうふうに思います。

ただがいまして、先生が先ほどお話しになりました

税金の使い道だからというような、短絡的と

いう以外にも知恵の出ししようというのがあるん

だろうというふうに思います。

先生は先ほど境界線という言葉を使われました

が、その境界線の問題があるだろうというふうに思ひます。

そこで、先生が具体的にお挙げになりました給

与等個人情報に關することにつきましては、私は

ちゃんと深く考へて、先生に自信を持つて御

答弁できるようないい信はございませんけれども、

例えて言いますと、内部における取り扱い基準等を定めておきまして、一応それによつて運用して

いく。さらに判断が難しいときは、内部に審査

会といいますか、そういうような審議する機関を

設けておいて、そこで議論していただきて個人

のプライバシーの保護と、実現しようとする公益

との関係というものを議論して決めていく。とい

うふうに思ひますが、いずれにいたしまして

どうういうふうに思います。

ただがいまして、先生が先ほどお話しになりました

から皆さんに御理解をいただかなければならぬ

というふうに思います。

その

ように考

えつ

つも、先ほどからいろいろ御

議論がござりますよう

に、プライバシーの保護と

いうのも、これまた非常に重要な要素でございま

す。そのプライバシーの保護というのも考

えな

い

うの

を進めていくのがいいだろうかといふこと

でございますけれども、具体的に先生がお挙げに

な

ど

うの

を公表するにはやはりプライバシーの保護

との関係において問題なしとしない。私たちの立

場から申し上げますと、やはりお勧めはできない

だらうというふうに思います。したがいまして、

そういう行政目的を達成するためにはそれ以外の

方法についてもみんなで慎重を絞って考えていく

人の名前を出してそれぞれ給与とか退職手当とい

うものを公表する

のはやはりプライバシーの保護

といふふうに思います。

○岡田(正)委員 ひとつ十分にお考えください。

○中島(忠)政府委員 お

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

こういう観点が必要になつてくるわけであります。

原則問題の論議はまだ機会を改めるといったしまして、以下逐条的にちょっとお尋ねしていきたいと思うのであります。

まず、一条の「目的」であります、「記録の適正な管理」というのも、先ほどの基本原則がちよつと明確でないところから来たあいまいな表現だと思うのですが、この内容は一体何を指しておるわけですか。

○大林政府委員 住民台帳の「適正な管理」といふことの内容といましましては、従来から住民台帳は市町村の住民に関する記録を適正に保護、管理することが目的とされておりますので、具体的には住民基本台帳の作成、管理あるいは住民記録の正確性の維持あるいは各種届け出の義務化、こういったものも住民基本台帳の適正な管理のための要件と考えられておつたわけでありますけれども、さらに今回、住民基本台帳の閲覧あるいは住民票の写しの交付等におきましても合理的な制限、住民基本台帳の閲覧等を利用する者の責務を盛り込む、あるいは選挙管理委員会等におきましても、今回の改正に応する適正な取り扱いの責務等を入れましたことを含めまして、この適正な管理の内容と考えておるところであります。

○経塚委員 これはいわば目的なんですからね。目的の条項での解説なんですから、そうすると、「適正な管理」とは何を目的にするのかというこの内容がなければならぬじゃないですか。今局長が説明されたのは、いわゆる管理の形態、方法等々についてなんですよ。どんな法律でも第一条は目的を明文化するわけありますから、そうすると、ここで「適正な管理」というのは一体何の目的のための適正な管理なのか。適正な管理というのは何らかの目的を達成するための一つの手段、方法ですよ。だからこの目的は、後に続く文面を見れば、基本的人権の擁護だとかいうような言葉も出てくるわけであります、それが個人的基本的人権の擁護、個人情報の保護、これが目的じや

ないんですか。その点はどうなんですか。

○大林政府委員 今回新たに規定をいたしました

個人情報の保護という観点からする基本的人権の保護、もちろんこれも一つの目的であります。それから、従来から目的として掲げられておりま

す。た住民基本台帳の住民の利便に資するという目的、正確性の保持という目的、こういったものが今後とも住民基本台帳法の目的であろうと思いま

す。されど、た住民基本台帳の住民の利便に資するという目的、正確性の保持という目的、こういったものが今後とも住民基本台帳法の目的であろうと思いま

す。されど、た住民基本台帳の住民の利便に資するという目的、正確性の保持という目的、こういったものが今後とも住民基本台帳法の目的であろうと思いま

す。されど、た住民基本台帳の住民の利便に資するとい

う目的でなければならぬと思うのです。それは目的のすべてでなければならぬと思うのです。これはある市の条例であります、そのため、第一条规定の個人の個人的の秘密を守ることを目的とする、こういうことで管理条例がつくられているのですね。私は最初に申し上げました法令上の一つの矛盾の反映だと考えております。

○経塚委員 その次の問題についてお尋ねをしたいと思いま

すが、十一条の閲覧問題です。

○経塚委員 私は、それは矛盾しておらしまへん

かと聞いておるのでですよ。弁護士以外の一般住民が債権の取り立てで請求した場合は債務者しか知らしてもらえない。あるいは逆に言えば知らせない。

○経塚委員 しかし、弁護士の場合は職務上といふこと

で、いわば債務者以外の場合も知り得るわけであ

ります。そうすると、不当な目的というのとは一体どう

いふことになるのか。請求者によって区別はしな

いと言ひながら、明らかにこれは区別されている

結果になるのぢやないですか。それは矛盾だと思うのです。

○経塚委員 あくまでも請求者によつて区分をしない、目的

によって不当であるかないかの判断をするといふことになれば、債務者以外の者を知ろうとした場合に、それは不当な目的に該当するから、相手が

だれであろうと知らせない、こういうことになれ

ば、これは一般原則としてだれかれであろうと通

用することになりますけれども、請求者によつて

区別はしないと言ひながら、あくまでも目的によ

つて区別をするだけだと言ひながら、内容として

はこういう矛盾が出てくるぢやないですか。その

点はどうですか。その点はどうなんですか。

○大林政府委員 それとも制約があるのですか。

おるわけでありますけれども、閲覧の制約といふ

いたします公的な職務上の必要という方々につき

ましては、そいつた簡単な手続を考えておるわ

けであります。

問題は、先ほど来ちょっと御答弁を申し上げて

おるわけでありますけれども、閲覧の制約といふ

いたします公的な職務上の必要という方々につき

ましては、そいつた簡単な手續を考えておるわ

さかもわかりませんが、私的な研究会の報告として「プライバシー保護の基本原則に立脚した新たな法律を制定する必要がある。」こういう報告が出されておるわけあります。情報公開法それからプライバシー保護法、この法制定の準備はどうなっておりますか。

○藤澤説明員 お答え申し上げます。

先生からも御指摘ありますように、行政機関の保有する個人データの保護については、申すまでもなく国民の権利、利益の擁護というようなどと、あるいは行政運営の一層の効率化あるいは合理化というような観点から、非常に重要な問題であるということは私ども十分認識しているところでございます。また、情報公開の問題についても、これも重要な問題であるということは十分認識しているわけでございます。

いずれの課題につきましても、臨調答申、最終答申でございますが、これを踏まえまして、政府といたしましても、行革大綱の中での検討の推進ということについて盛り込まれております。これに基づきまして、私ども政府部内におきまして、先ほども出ておりました行政情報システム各省庁連絡会議の場等におきまして検討を進めているところでございます。また、学識経験者等のお知恵等も参考にしながら、御協力も得ながらこの問題に取り組んでおるところでございます。

ただ、だいまいろいろな点で出てまいりましたように、この二つの課題といふものが我が国現行の諸制度といいますか従来からの立て方といいますか、そういうところから見ますと非常に新しい分野の問題であるということはもちろんでございますし、そのほか、御指摘のような広範などといいますかいろいろな分野といいますか、そういうところの関連領域といふものが広うございます。そういう意味では、言い方によりますけれども、非常にまたそ野が広いといいますか、国民生活あるいはそういう権利、利益というようなものについていろいろな影響を及ぼすところも非常に大きゅうございまして、慎重な配慮と手順が要請さ

れるというように私ども考えております。そういうことで、現在政府内部におきましてこの問題について検討をしていくということでございます。

○経済委員 時間が参りましたので、最後に大臣の方へ一言お尋ねをしておきたいと思うのです。

これはいろいろ論議されておりますように、根本的に個人情報については公開か非公開なのかといふ基本姿勢、それに基づくいわゆるプライバシー保護法が制定化されておらないというところからいろいろ矛盾も出てきておるわけあります。申し上げましたように、OECDの理事会からはもう既に勧告がお出され、二十四カ国中プライバシー保護法が制定化されておりますのは十一カ国、一方ではまだ情報公開制度も既に確立されています。

したがいまして、私は一日も早く、一方では行政財産は国民の財産であり、国民の知る権利を保障するという立場から情報公開法を制定し、一方は、個人情報は個人が管理すべきものでありますから非公開を原則にプライバシー保護法を制定する、これが急がなければならないと考えているのですが、その点について大臣の所見をお伺いいたしたいと思います。

○古屋国務大臣 情報公開の制度とプライバシーの問題は、先ほどからお答えしているところでございますが、やはりこの問題は適正な管理ということが、やはりこの問題は適正な管理というたまどりに公開されるべきではないとする意見が強まってること。

第三に、台帳の閲覧により住民名簿を作成し販売する試みのような遺憾な事件の発生や、ダイレクトメール発送等の営利目的の利用のよう

が増加していること等が指摘をされ、また、現行法が窓口トラブルの原因となったり、あるいはプライバシーの侵害の判定が困難であるとの指摘もなされているところであります。

以上のような指摘を踏まえて立案された本案であります。改定案を検討いたしますと、第一には、行政における個人情報の適正な管理が国民のコンセンサスを得つつ適正化が図られるべきところ、本案は政令、省令委任が多く、国民は法を読みでも、何が保護され、何が公開されるか不明である点が指摘されます。これは、本法の持つ性格上致命的な欠陥であるばかりか、今後の高度情報化社会においては情報の中間集中、個人管理の強化をも招きかねず、国民総背番号制への端緒となりかねないとの声も聞かれます。

第二に、本法は、適正な管理の名のもとに磁気テープ、ディスク等による調製を明文化し、さらに調製、管理の民間委託における記録の保護規定

討論の申し出がありますので、これを許します。加藤万吉君。

○加藤(万)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきまして、以下述べる諸点に十分な運用上の留意をすることを含め、賛成の討論を行うものであります。

本法律案は、国民のプライバシー保護及び地方自治に関し重大な内容を含んでおります。

現行の住民基本台帳制度の問題の第一は、行政が法に基づき収集した個人情報を本人の意思にかかわらず不特定多数の者に対して行政みずからが公開していること。

第二に、本籍、世帯主との統柄等の記載についておりました。私は一日も早く、一方では行政財産は国民の財産であり、国民の知る権利を保障するという立場から情報公開法を制定し、一方は、個人情報は個人が管理すべきものでありますから非公開を原則にプライバシー保護法を制定する、これが急がなければならないと考えているのですが、その点について大臣の所見をお伺いいたしたいと思います。

○古屋国務大臣 情報公開の制度とプライバシーの問題は、先ほどからお答えしているところでございますが、やはりこの問題は適正な管理というたまどりに公開されるべきではないとする意見が強まっていること。

第三に、台帳の閲覧により住民名簿を作成し販売する試みのような遺憾な事件の発生や、ダイレクトメール発送等の営利目的の利用のよう

が増加していること等が指摘をされ、また、現行法が窓口トラブルの原因となったり、あるいはプライバシーの侵害の判定が困難であるとの指摘もなされているところであります。

以上のような指摘を踏まえて立案された本案であります。改定案を検討いたしますと、第一には、行政における個人情報の適正な管理が国民のコンセンサスを得つつ適正化が図られるべきところ、本案は政令、省令委任が多く、国民は法を読みでも、何が保護され、何が公開されるか不明である点が指摘されます。これは、本法の持つ性格上致命的な欠陥であるばかりか、今後の高度情報化社会においては情報の中間集中、個人管理の強化をも招きかねず、国民総背番号制への端緒となりかねないとの声も聞かれます。

第二に、本法は、適正な管理の名のもとに磁気テープ、ディスク等による調製を明文化し、さらに調製、管理の民間委託における記録の保護規定

を定めておりますが、これも委託の促進、誘導となり、集中と情報の保護に関する歴史的背景をみずから外し、国民みずから閑知せぬ間に個人情報がさまざまな目的に使用されかねない事態を誘発する危険性があります。

第三に、本案が、個人情報の保護をうたいつて、保護規定について極めてあいまいかつ緩やかな点が指摘をされます。本案においては、請求者に対し請求事由、氏名等を求め、また、不当な目的の場合は請求を拒否できるとし、また、写しの交付に当たっては住民票記載事項証明書をも交付できるとし、自治省の指導、通知によつて実効性を確保していくとしておりますが、これは前述の報告書に比べましても極めてあいまいかつ不十分な制限であり、窓口における混乱は避けられません。また、さきの証明書は、大都市においては早急な実施は困難との指摘もあります。さらに、戸籍の附票の写しの交付についても、その制限は極めて緩やかかつあいまいなものになつております。

研究会報告は、例えば住民票の閲覧については、請求できる者、閲覧対象事項及び使用目的の限定が必要とし、具体的には、請求者については、本人や家族、公職またはこれに準ずる者、世論調査等に利用するため、不特定多数の情報を求める場合であつても必要性が客観的に認められ、かつ知り得た情報を適正に管理、保護されると認められる者として、そして閲覧の対象については、住所、氏名、生年月日、性別に限定するとしております。また、写しの交付についても、戸籍の謄本の交付制限と同様の措置が必要としておりま

す。さらに報告は、住民や民間企業の職員等、一般私人であつても、台帳の公開によつて知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならないとする責務を法令上明確化すべきという積極的な内容も盛り込んでおります。

以上のように報告と本案は大きな開きを持つており、本案は個人情報の管理に対する中央支配的集中を促すとともに、その責任は窓口業務を担う

第一は、昭和五十七年第九回国会の改正で、行政書士試験が国家試験に改められたこととかんがみ、行政書士となる資格の認定の全国的な統一を図る等のため、現行法では、都道府県の行政書士会が行っている行政書士名簿の登録を、日本行政書士会連合会が一元的に行うこととし、これに伴い、所要の規定を整備することとしております。

第一は、行政書士に対する社会的信用の確保に資するため、行政書士の登録の申請をした者が心身の故障により行政書士の業務を行うことができない者または行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者であるときは、登録を拒否しなければならないこととしております。また、あわせて、行政書士の登録を受けた者が偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならないこととし、登録の取り消しを受けた者は、当該処分を受けた日から二年間は行政書士となる資格を有しないこととしております。

第二は、登録に関する処分の公正を確保するため、日本行政書士会連合会に会長及び委員四名をもつて組織する資格審査会を置き、登録の拒否、取り消しまだ抹消について必要な審査を行わせることとしております。

第四は、現行法では行政書士の受けける報酬は、

行政書士会の会則で定める額を超えてはならないとされておりますが、行政書士制度の成熟した今日においては、このような規制を存置することは適当でなく、また、類似の制度との均衡をも考慮して、これを削除することとしております。

第五は、行政書士の資質の向上を図るために、自治大臣は、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行うよう努めることとする規定を設けることとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

次に、住居表示に関する法律の一部を改正することとしております。

第一は、本起草案の趣旨及び内容であります。

第一は、市町村は標識の設置、資料の収集

その合理化を追及する余り、従来の町の区域を全

面的に改編したり、また町名を全面的に変更した

ういため、由緒ある町名が消滅し、批判を招く

ような事例が少なくない状況であります。

このような事態を改善するため、昭和四十二年

三月議院の御承認のように、住居表示に関する法律は、昭和三十七年の第四十回国会で制定されました。

当初におきましては、住居表示の実施に当たり、

その実施に伴い変更されたものについて、その繼

承を図るため、市町村は標識の設置、資料の収集

その他必要な措置を講ずるように努めなければな

らないこととともに、その事務について、

自治大臣または都道府県知事は、市町村に対し、

報告を求め、または技術的な援助もしくは助言を

することができるとしております。

このほか、本法の施行に伴う経過措置等所要の

規定を整備することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

そこで、本草案は、このような状況を踏まえ、町

名等はそれ自体が地域の歴史、伝統、文化を承継

するものであることにかんがみ、住居表示の実施

に当たって旧来の町名等がより一層尊重されるよ

う、町名等を定めるときは従来の名称と縁もゆかりもない名称

をつける等必ずしも適正とは言がたい事例も見

受けられるところであります。

そこで、本草案は、このような状況を踏まえ、町

名等はそれ自体が地域の歴史、伝統、文化を承継

するものであることにかんがみ、住居表示の実施

に当たって旧来の町名等がより一層尊重されるよ

う、町名等を定めるときは従来の名称に準拠するよ

うことを基本とするとともに、住居表示の実施に伴

い変更された由緒ある町名等の継承のための措置

を講じようとするものであります。

次に、その内容について御説明いたします。

第一は、街区方式による住居表示を実施する場

合において、町または字の名称を新たに定めるよ

う場合は、できるだけ従来の名称に準拠するよ

うことを基本とするとともに、住居表示の実施に伴

い変更された由緒ある町名等の継承のための措置

を講じようとするものであります。

次に、住居表示に関する法律の一部を改正する

法律案起草の件につきましては、お手元に配付の

草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出

法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めて

おります。

〔賛成者起立〕

○高鳥委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

次に、住居表示に関する法律の一部を改正する

法律案起草の件につきましては、お手元に配付の

草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出

法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めて

おります。

〔賛成者起立〕

○高鳥委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、両法律案の提出手続等につきましては、

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ

りませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高鳥委員長 御異議なしと認めます。よって、

お詫びいたします。

ただいま読み上げました案文を本委員会の決議

法律案起草の趣旨について御説明いたします。

御承知のように、住居表示に関する法律は、昭

和三十七年の第四十回国会で制定されました。

当初におきましては、住居表示の実施に当たり、

その合理化を追及する余り、従来の町の区域を全

面的に改編したり、また町名を全面的に変更した

ういため、由緒ある町名が消滅し、批判を招く

ような事例が少くない状況であります。

このような事態を改善するため、昭和四十二年

三月議院の御承認のように、住居表示に関する法律

は、昭和三十七年の第四十回国会で制定されました。

当初におきましては、住居表示の実施に當たり、

その合理化を追及する余り、また町名を全面的に変更した

ういため、由緒ある町名が消滅し、批判を招く

ような事例が少くない状況であります。

このように改編したり、また町名を全面的に変更した

ういため、由緒ある町名が消滅し、批判を招く

ような事例が少くない状況であります。

に」を加える。

第六条の五を次のように改める。

(登録の取消し)

第六条の五　日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、

2　日本行政書士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該処分を受ける者に書面により通知しなければならない。

3　第六条の二第二項後段及び第三項並びに第六条の三第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

第七条第一項中「行政書士会は」を「日本行政書士会連合会は」に改め、同項第一号中「第五号まで」を「第四号まで又は第六号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項に次の一号を加え

四　前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

第七条第二項中「行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に、「行なわない」を「行わない」に、「抹消する」を「抹消する」に改め、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第六条の二第二項後段及び第三項、第六条の三第一項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。

第七条の二中「申請」の下に、「登録の取消し」を加え、「行政書士会」を「日本行政書士会連合会」に改める。

第八条を次のように改める。

(事務所)

第八条　行政書士は、その業務を行うための事務所を設けなければならない。

2　行政書士は、前項の事務所を二以上設けてはならない。

第十条の二の見出しを「(報酬の額の掲示)」に改

め、同条第一項を削り、同条第二項中「報酬」を「その業務に関し受けれる報酬」に改め、同項を同条

とする。

第十五条第二項中「行ない、並びに行政書士の登録に関する事務を行なう」を「行う」に改める。

第十六条中「左の」を「次の」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条の五第一項中「又は第六条の五第二項」を削り、「当該登録を受けた」を「その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　行政書士は、他の都道府県の区域内に事務所を移転したときは、その移転があつたときに、

当然、從前の行政書士会を退会し、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

第十八条第二項中「行なう」を「行い、並びに行

政書士の登録に関する事務を行なう」に改める。

第十九条の二第一号中「第六号、第八号及び第九号」を「第五号、第七号及び第八号」に改め、同条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、

第一号の次に次の二号を加える。

二　行政書士の登録に関する規定

三　資格審査会に関する規定

第十八条の四を第十八条の六とし、第十八条の三を第十八条の五とし、第十八条の二の次に次の二条を加える。

(日本行政書士会連合会の会則の遵守義務)

第十八条の三　行政書士は、日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。

(資格審査会)

第十八条の四　日本行政書士会連合会に、資格審査会を置く。

2　資格審査会は、日本行政書士会連合会の請求により、第六条の二第二項の規定による登録の拒否、第六条の五第一項の規定による登録の抹消又は第七条第二項の規定による登録の抹消

について必要な審査を行うものとする。

資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4　会長は、日本行政書士会連合会の会長をもつて充てる。

5　委員は、会長が、自治大臣の承認を受けて、行政書士、自治省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6　委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関する事項は、自治省令で定める。

第十九条の見出しを「(行政書士でない者の業務の制限等)」に改め、同条第一項中「行政書士会に入会している」を削り、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(資質向上のための援助)

第十九条の二　自治大臣は、行政書士の資質の向上を図るために、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

第二十四条中「第十八条の三」を「第十八条の五」に改める。

(施行期日)

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に改正前の行政書士法(以下「旧法」という。)の規定により行政書士会にされている登録の申請は、改正後の行政書士法(以下「新法」という。)の規定により日本行政書士会連合会にされた登録の申請とみなす。

3　この法律の施行前に旧法第六条の五第一項の規定により行政書士会にされている登録の適

移転の申請は、新法第六条の四の規定により日本行政書士会連合会にされた変更の登録の申請とみなす。

4　この法律の施行の際現に旧法の規定により登録又は登録の移転の申請をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。

5　旧法の規定による行政書士名簿の登録は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後は、新法の規定による行政書士名簿の登録とみなす。

6　旧法の規定により行政書士会が行つた登録に關する处分に不服がある者の審査請求(施行日前に旧法第六条の三第二項の規定により提起された審査請求を含む。)については、なお従前の例による。

7　新法第六条の五の規定は、施行日以後に新法第六条の二第一項の規定により日本行政書士会連合会にされる登録の申請に係る登録について適用する。

8　行政書士会は、施行日において、行政書士会に備えた行政書士名簿その他行政書士の登録に關する書類を日本行政書士会連合会に引き継がなければならぬ。

9　行政書士会及び日本行政書士会連合会は、施行日前に、あらかじめ、その会則を新法の規定に適合するように変更するため必要な措置をとらなければならない。

10　施行日の前日において事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員であつた行政書士は、施行日において、

当然、当該行政書士会の会員となる。

11　施行日の前日において事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員であつた行政書士会を退会し、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

12　この法律の施行前に旧法の規定に違反した行為に係る新法第十四条及び第十七条の規定の適

用については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

行政書士制度の運営の実情にかんがみ、行政書士業務の適正化に資するため、行政書士の登録事務を日本行政書士会連合会に移譲するとともに、登録の拒否、登録の取消し、資格審査会等行政書士の登録に関する制度を整備するほか、行政書士の受け取る報酬及び行政書士の資質向上のための援助に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政書士制度の運営の実情にかんがみ、行政書士業務の適正化に資するため、行政書士の登録事務を日本行政書士会連合会に移譲するとともに、登録の拒否、登録の取消し、資格審査会等行政書士の登録に関する制度を整備するほか、行政書士の受け取る報酬及び行政書士の資質向上のための援助に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住居表示に関する法律の一部を改正する法律

住居表示に関する法律の一部を改正する法律

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ從来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

（旧町名等の継承）

第九条の二 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るために、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第十条第三項中「第八条及び前条」を「第八条から前条まで」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第五条の規定は、この法律の施行の日以後に新法第五条の二第一項の規定により公示される案に係る町又は字の区域について適用し、同日前に改正前の住居表示に関する法律第五条の二第一項の規定により公示された案に係る町又は字の区域については、なお従前の例による。

五条の二第一項の規定により公示された案に係る町又は字の区域については、なお従前の例による。これは、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六条の三第一項後段の規定を準用する。

1 昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第二項の規定による改定年金額の算定の基礎となつている新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第十三の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額のうち新法の給料年額に係るものについては、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円）

2 前項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十九年三月三十一日以前の退職に係る年金（次項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定は、沖縄の退職年金等で昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一項の規定は、団体組合員であつた者に係る新法第九章の二の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金のうち、昭和五十九年三月三十一日以前の退職に係る年金で昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。この場合において、第一項各号列記以外の部分中「、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額」とあるのは「又は退職時の給料年額

千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

第二条 地方公務員等共濟組合法（昭和三十七年）

法律第百五十二号) の一部を次のように改正する。

第一百四十四条第三項及び第一百四十四条の十一第一項中「四十五万円一を「四十六万円一」で改め

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

を改正する法律(昭和五十九年法律第二十九号)」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和六年法律第一号)」に改める。

第十四条の二中「八十万六千八百円」を「八十五万五千円」に改める。

第四十一条第一項中「百三十七万円」を「百四十四万円」に改め、同条第二項中「百三十七万円」を「百四十四万円」に、「百二十万七千四千円」を「百三十四万四千円」に改め、同条第三項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に改める。

第三百三十二条の二十六第一項第一号中「八十六万六千八百円」を「八十二万五千円」に改め、同項第二号中「六十万五千百円」を「六十二万六千三百円」に改める。

別表第三号中「三、六九一、四〇〇円」を「三、八四九、八〇〇円」に、「二、五〇六、四〇〇円」を「二、六一八、八〇〇円」に、「一、七四一、四〇〇円」を「一、八二一、八〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「九万九

要な事項は、政令で定める。

地方公務員共済組合の年金の額につき恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十四第三項及び第一百四十二条の十一第四項の規定は、昭和六十年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同月三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお從前の例による。

(長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(次項二つ、二十九条第一項、三十一条第一項を

項目において「改正後の施行法」という第十四条の二、第二十九条の二第一項、第四十一条、第一百三十二条の十八、第一百三十二条の二十六第一項及び別表第二の規定は、昭和六十年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和六十年六月三十日

た地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号又は第九十三条第一号の規定による年金に

ついて改正後の施行法第四十一条又は別表第三の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中

「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、同表第一項中、「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百三十三万九千円」とあるのは「百三十一万九千円」と、同表中「三、八一九、八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一九、八〇〇円」と、「一、六一八、八〇〇円」とあるのは「一、五九三、八〇〇円」と、「一、八二一、八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。

(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定め得る。

三三

		ペレ 段行 誤	正
三 三 二 二 一 一	二 末 未 六 六 二	一兆五百百億円 一兆五千百億円 切り下げ 小なく 小さく 二三 地方分担	
同	第十一号中正誤		
		ペレ 段行 誤	正
六 四 三 三 二 二	一 五 末 四 二 六	どういいふうに どういいふうに というな というような	
同	第十二号中正誤		
		ペレ 段行 誤	正
七 三 三 元 各地	二 老人保険 自立性 フレーズ 引き上げ	老人保健 自律性 フレーム 引き下げ	
同	第十三号中正誤		
		ペレ 段行 誤	正
三 三 対象して 各地	三 行 誤 対象して にして	正	